



# 障がい福祉のしおり



## 総社市

【令和8年1月版】

## ☆しおりを御覧になる皆様へ☆

- このしおりは、障がいのある方及び御家族の方等が利用できる各種サービスを紹介したものです。
- 内容は、令和8年1月作成時点のものとなっています。今後、内容等が変更される場合がありますので、御了承ください。
- サービスを受けることができる対象者などの要件が、あらかじめ決まっているものもありますので、このしおりを参考に御確認ください。
- 紙面の都合上、簡略な説明になっています。詳しくは、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。
- このしおりを御覧になり、お気づきの点がございましたら、お手数ですが、下記までお知らせください。

このしおりに関するお問い合わせ先

総社市 保健福祉部 福祉課 障がい福祉係（窓口6番） 〒719-1192 総社市中央一丁目1-1 TEL：0866-92-8269 FAX：0866-92-8385 Eメール：fukushi@city.soja.okayama.jp
--

# も く じ

## 1 相談窓口

総社市役所福祉課（総社市社会福祉事務所）	1
総社市教育委員会こども夢づくり課	1
総社市教育委員会学校教育課	1
総社市役所こども課 子育て支援係	1
総社市役所こども課 母子保健係	2
総社市役所健康増進課	2
総社市役所ワンストップ課	2
総社市役所長寿介護課 介護保険係・地域ケア推進係	2
総社市選挙管理委員会事務局	3
総社市社会福祉協議会	3
障がい者基幹相談支援センター	3
障がい者千五百人雇用センター	4
権利擁護センター	4
生活困窮支援センター	5
ひきこもり支援センター	5
地域包括支援センター	6
総社ふれあいセンター	6
児童発達支援センター総社はばたき園	6
おかやま発達障害者支援センター	7
岡山県備中保健所（岡山県備中県民局健康福祉部）	7
岡山県身体障害者更生相談所	7
岡山県知的障害者更生相談所倉敷支所	8
岡山県倉敷児童相談所	8
岡山県精神保健福祉センター（メンタルセンター岡山）	8
こころの電話相談窓口	9
倉敷障がい者就業・生活支援センター	9
ハローワーク総社「就労支援ルーム」	9
民生委員・児童委員	9
身体障害者相談員・知的障害者相談員	10
障がい者団体	10

## 2 障害者手帳

身体障害者手帳	11
療育手帳	13

精神障害者保健福祉手帳	15
<b>3 年金・手当</b>	17
国民年金（障害基礎年金）	17
特別障害給付金制度	17
心身障害者扶養共済制度	18
特別障害者手当	19
障がい者福祉年金	19
障害児福祉手当	20
児童福祉年金	20
特別児童扶養手当	21
在宅介護激励金	22
難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金	22
障がい者就労移行支援金	23
生活福祉資金貸付制度	23
<b>4 医療</b>	24
自立支援医療（更生医療）	24
自立支援医療（育成医療）	26
自立支援医療（精神通院医療）	28
障害者医療費公費負担制度	30
指定難病にかかる医療費の助成	32
小児慢性特定疾病児への医療費助成制度	33
後期高齢者医療	34
<b>5 児童福祉法に基づくサービス</b>	35
児童発達支援	35
放課後等デイサービス	36
保育所等訪問支援	37
特定・障害児相談支援事業所	37
サービス利用までの流れ	38
療育相談支援事業	39
<b>6 障害者総合支援法に基づくサービス</b>	40
①障害福祉サービス	40
【1】障害者総合支援法の概要	40
【2】障害福祉サービスの内容	41

【3】申請から支給決定までのながれ	42
【4】サービス利用に係る利用者負担	44
【5】総社市内の指定サービス事業所一覧	45
②地域生活支援事業	49
【1】地域活動支援センター	49
【2】日中一時支援事業	50
【3】移動支援事業	52
【4】訪問入浴サービス事業	54
【5】その他	54

<b>7 日常生活上の支援</b>	55
補装具費の支給	55
難聴児補聴器購入費等助成制度	56
日常生活用具の給付・貸与	57
車いすの貸し出し	64
緊急通報装置	64
住宅改造費の助成	65
ヘルプカード・ヘルプマークの交付	66
高齢者等住宅 手すり設置・段差解消支援助成事業	66
手話通訳者の設置・派遣	67
要約筆記者の派遣	67
広報そうじゃ（点字・声の広報）	67
失語症者向け意思疎通支援	67
FAX 119番	68
NET 119番	68
郵便等による不在者投票	68
ミライロ ID	69
日常生活自立支援事業	69
成年後見制度	70

<b>8 交通・移動の支援</b>	71
JR旅客運賃の割引	71
航空旅客運賃の割引	72
バス運賃の割引	72
タクシー料金の割引	72
「雪舟くん」運賃の割引	72

いきいきチケットの交付	73
福祉有償運送	73
有料道路通行料金の割引	74
自動車操作訓練費の助成	76
自動車改造費の助成	76
駐車禁止除外指定車標章の交付	77
「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度	78
<b>9 税の控除・減免</b>	80
所得税・住民税（市県民税）	81
相続税	81
個人事業税	81
国民健康保険税	81
住宅のバリアフリー改修による税の特例措置	81
自動車税・軽自動車税（種別割・環境性能割）	82
<b>10 公共料金の減免</b>	83
NHK受信料	83
携帯電話料金	83
公共施設の入場料	83
N T T無料番号案内	84
青い鳥郵便葉書の無償配布	84
<b>11 保育・教育</b>	85
認定こども園・保育所（園）	85
幼児通級指導教育（きらりキッズ）	85
小・中学校特別支援学級	85
小学校通級指導教室	86
総社市特別支援教育推進センター（きらり）	86
総社市教育支援センター（総社市ふれあい教室）	86
特別支援学校	87
<b>参考</b> 福祉サービスの対象となる指定難病一覧（361疾病）	88
身体障害者障害程度等級表	90

## 受けられるサービスの一覧（主なもの）

各種手帳をお持ちの方や、難病患者の方が受けられる主なサービスについては次のとおりです。詳しくは、該当ページをご覧ください。

※手帳の内容や等級，所得状況等によって対象とならない場合があります。

サービス内容		身体	療育	精神	難病	ページ
手当・年金	障害基礎年金	○	○	○		17
	特別障害者手当	○	○	○	○	19
医療費の助成	更生医療	○				24
	育成医療	○			○	26
	精神通院			○		28
	障害者医療	○	○			30
児童福祉法によるサービス	児童発達支援	○	○	○		35
	放課後等デイサービス	○	○	○		36
障害福祉サービス	障害福祉サービス	○	○	○	○	40
地域生活支援事業	地域活動支援センター	○	○	○	○	49
	日中一時支援事業	○	○	○		50
	移動支援事業	○	○	○		52
日常生活の支援	補装具費の支給	○			○	55
	日常生活用具の給付・貸与	○	○	○	○	57
	住宅改造費の助成	○				65
各種料金割引・交通の支援	公共交通料金の割引	○	○	△※		71
	福祉有償運送	○	○	○		73
	有料道路通行料金の割引	○	○			74
	ほっとパーキングおかやま	○	○	○	○	78
	NHK受信料の減免	○	○	○		83
税金の控除	住民税	○	○	○		80
	自動車税	○	○	○		82

※精神障害者保健福祉手帳の所持者に対しては、バス・航空旅客機の料金割引の適用があります。

# 1 相談窓口

## 総社市役所 福祉課

市役所1階 窓口番号⑥

市における障がい福祉の窓口です。さまざまな福祉サービスについての相談、申請、支給事務などを行っていますので、お気軽に御相談ください。

住所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8269 FAX：(0866) 92-8385

## 総社市教育委員会 こども夢づくり課

市役所1階 窓口番号⑦

市における児童の障がい福祉の窓口です。児童に対するサービスについての相談、申請事務などを行っています。

住所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8265 FAX：(0866) 92-8385

## 総社市教育委員会 学校教育課

市役所3階 窓口番号⑨

通級指導教室、不登校児のためのふれあい教室、市内の小・中・義務教育学校（特別支援学級含む）、県内の特別支援学校への進学に関する相談窓口です。

住所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8358 FAX：(0866) 92-8397

## 総社市役所 こども課 子育て支援係

市役所1階 窓口番号⑧

市における子育て支援に関する福祉の窓口です。特別児童扶養手当、児童福祉年金の申請手続きは、こちらの窓口となります。

住所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8268 FAX：(0866) 92-8385

**総社市役所 こども課 母子保健係**

市役所1階 窓口番号⑧

4歳児発達支援事業や、療育、育児相談については、こちらの窓口となります。

住 所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8261 FAX：(0866) 92-8385

**総社市役所 健康増進課**

市役所3階 窓口番号⑩

市における健康管理の窓口です。随時、保健師等により相談をお受けしています。また、精神科専門医による心の健康相談を月1回実施しています。

住 所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8259 FAX：(0866) 92-8385

**総社市役所 ワンストップ課**

市役所1階 窓口番号③

障害基礎年金や国民健康保険、後期高齢者医療保険のお問い合わせは、こちらの窓口となります。

住 所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8257 FAX：(0866) 92-8387

**総社市役所 長寿介護課 介護保険係**

市役所3階 窓口番号⑫

要介護、要支援と認定された方の介護サービスのお問い合わせは、こちらの窓口となります。

住 所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8369 FAX：(0866) 92-8607

**総社市役所 長寿介護課 地域ケア推進係**

市役所3階 窓口番号⑬

介護予防、高齢者虐待に関するお問い合わせは、こちらの窓口となります。

住 所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8373 FAX：(0866) 92-8397

**総社市選挙管理委員会事務局**

市役所6階 窓口番号①

郵便等による不在者投票については、こちらの窓口となります。

住 所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8311 FAX：(0866) 92-5393

**総社市社会福祉協議会**

市役所2階 窓口番号⑳

地域福祉の推進役として各種の福祉事業を行っています。障がい者の相談支援や車いすの貸出、生活福祉資金の貸付なども行っています。

- 受付時間 8時30分 ～ 17時15分  
(祝日、年末年始、土曜日、日曜日を除く)

住 所：〒719-1131 総社市中央一丁目1-1  
TEL：(0866) 92-8555 FAX：(0866) 94-0089

**障がい者基幹相談支援センター**

市役所2階 窓口番号㉑

障がい者基幹相談支援センターでは、社会福祉士・臨床心理士・発達障がい支援コーディネーター等を配置し、障がいのある方の日常生活に関する相談、福祉サービスに関する情報提供等を行っています。

- 受付時間 8時30分 ～ 17時15分  
(祝日、年末年始、土曜日、日曜日を除く)
- 相談支援として行っている主な内容
- ① 福祉サービスの利用援助 (情報提供・連絡調整・相談)
  - ② 専門的な相談支援
  - ③ 総社市地域自立支援協議会の運営

● **発達障がい支援コーディネーターが在籍しています。**

自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、限局性学習症等の発達障がいのある障がい者(児)について、乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援体制を整備し、福祉の向上を図ることを目的としています。

住 所：〒719-1131 総社市中央一丁目1-1 (総社市社会福祉協議会)  
TEL：(0866) 92-8578 FAX：(0866) 92-8284

## 障がい者千五百人雇用センター

市役所2階 窓口番号⑩

1

相談窓口

障がいのある方が地域で安心して長く働きつづけられるように、仕事や暮らしの困りごと、事業主の方に障がい者雇用に関する相談を行います。

- 受付時間 8時30分 ～ 17時15分  
(祝日, 年末年始, 土曜日, 日曜日を除く)
- 行っている主な内容
  - ① 就職に向けた準備支援
  - ② 就職活動の支援
  - ③ 職場定着に向けた支援
  - ④ 新規就労者・新規就労先の開拓

住 所：〒719-1131 総社市中央一丁目1-1 (総社市社会福祉協議会)  
T E L：(0866) 92-8379 F A X：(0866) 92-8284

## 権利擁護センター(愛称:しえん)

市役所2階 窓口番号⑩

権利擁護センターでは専任職員を配置し、虐待防止や成年後見制度の利用支援など、市民の権利を守るため、ワンストップで相談支援を行います。

(※成年後見制度はP69参照)

- 受付時間 8時30分 ～ 17時15分  
(祝日, 年末年始, 土曜日, 日曜日を除く)
- 行っている主な内容
  - ① 成年後見制度の利用支援
  - ② 虐待防止(高齢者・障がい者等)
  - ③ 賃貸住宅などの入居支援
  - ④ 犯罪被害者への支援

住 所：〒719-1131 総社市中央一丁目1-1 (総社市社会福祉協議会)  
T E L：(0866) 92-8374 F A X：(0866) 92-8284

**生活困窮支援センター**

市役所2階 窓口番号⑳

経済的に生活困窮に陥りそうな方や社会的に孤立するおそれのある方等の支援を行います。

- 受付時間 8時30分 ～ 17時15分  
(祝日, 年末年始, 土曜日, 日曜日を除く)
- 行っている主な内容
  - ① 就労に関する相談
  - ② 家計管理などの生活相談
  - ③ 社会的に孤立するおそれのある方等の支援

住 所：〒719-1131 総社市中央一丁目1-1 (総社市社会福祉協議会)  
TEL: (0866) 92-8374 FAX: (0866) 92-8284

**ひきこもり支援センター (愛称：ワンタッチ)**

市役所2階 窓口番号㉑

ひきこもり支援センターでは専任職員を配置し、ひきこもり状態にある方やその家族へのワンストップ相談支援を行います。

- 受付時間 8時30分 ～ 17時15分  
(祝日, 年末年始, 土曜日, 日曜日を除く)
- 行っている主な内容
  - ① 本人や家族への相談支援
  - ② 社会参加の支援
  - ③ 居場所の運営
  - ④ 家族会の運営
  - ⑤ ひきこもりサポーターの養成

住所：〒719-1131 総社市中央一丁目1-1 (総社市社会福祉協議会)  
TEL: (0866) 92-8597 FAX: (0866) 92-8284

## 地域包括支援センター

高齢者やその家族を対象に、健康や福祉に関する相談を総合的に行っています。

担当地区	センター名	所在地	電話番号
総社・池田	中央部北	中央2-2-17	0866-94-5577
常盤・清音	中央部南	清音三因1074-1 (グリーンアンドリバーホーム内)	0866-92-7888
三須・山手	東部南	地頭片山150 (山手福祉センター内)	0866-90-0201
総社・服部・阿曾	東部北	久米48-1 (三清荘内)	0866-92-6987
秦・神在・久代 山田・新本	西部	秦330-1 (結いのさと愛家里内)	0866-96-9066
日美・水内 下倉・富山	北部	原2267 (清梁園敷地内)	0866-99-1943

## 総社ふれあいセンター

旧総社地域保健福祉センターを改装した施設で、保健福祉関係の会議室等として利用することができます。また、NPO法人あゆみの会に委託し、在宅精神障がい者の居場所づくりとして、心の保健室を開設しており、精神保健福祉に関する相談にも応じています。

住所：〒719-1131 総社市中央六丁目6-101  
TEL: (0866) 93-4980

## 児童発達支援センター総社はばたき園

友達と一緒に遊べない、言葉がうまく話せない、食事やトイレの習慣がなかなか身につかない、少しのことでパニックになるなど、子どもの成長や発達に心配や不安をお持ちの方の相談に応じています。

- 児童発達支援（詳細は35ページ）
- 保育所等訪問支援（詳細は37ページ）

住所：〒719-1155 総社市小寺365  
TEL: (0866) 92-2384 FAX: (0866) 92-2384

## おかやま発達障害者支援センター

岡山県内で生活する発達障がいのある方とその家族が生涯を安心して地域で生活できるよう支援するため、岡山県から社会福祉法人旭川荘が委託を受けて運営しています。

- 受付（活動）時間 9時 ～ 17時  
(祝日、土曜日、日曜日を除く)

住 所：〒703-8555 岡山市北区祇園866

TEL: (086) 275-9277 FAX: (086) 275-9278

## 岡山県備中保健所（岡山県備中県民局健康福祉部）

総社市を管轄する県の保健所で、母子保健、健康づくり、感染症、難病、精神保健などの専門的な相談窓口です。また、特定疾患、小児慢性特定疾患の申請を受け付けています。

- エイズ・性感染症相談・検査（備中保健所で月2回、予約制）
  - ※ 備中保健所エイズホットライン TEL: (086) 425-2133
- 心の健康相談（毎月第4金曜日、予約制）
  - 精神科専門医による相談を備中保健所で行っています。
  - ※ 保健課 心の保健福祉班 TEL: (086) 434-7057

住 所：〒710-8530 倉敷市羽島1083

TEL: (086) 434-7020 (代) FAX: (086) 425-1941

## 岡山県身体障害者更生相談所

身体障がいに関する相談のほか、自立支援医療（更生医療）の判定、補装具の処方と適合判定を行っています。

- 相談・判定日（受付時間）
  - 肢体不自由：毎月第1, 第2, 第4水曜日（12時～14時）

聴覚障害, 平衡機能障害, 言語機能障害：毎月第1金曜日（9時～11時）

※令和5年5月12日（金）、9月29日（金）、11月17日（金）

5月、9月、11月は上記日程で開催されます。第1金曜日には開催されません。

住 所：〒700-0807 岡山市北区南方二丁目13-1 きらめきプラザ内

TEL: (086) 235-4577 FAX: (086) 235-4346

## 岡山県知的障害者更生相談所倉敷支所

知的障がいに関する相談をはじめ、18歳以上の方の療育手帳交付のための判定や心理判定、職能判定などを行っています。

- 相談・判定日（受付時間）※事前に予約が必要です。  
月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

住 所：〒710-0052 倉敷市美和一丁目14-31 倉敷児童相談所内  
T E L：（086）421-0991（代） F A X：（086）421-0990

## 岡山県倉敷児童相談所

18歳未満の児童に関する相談をはじめ、児童の療育手帳交付のための判定を行っています。

- 相談・判定日（受付時間）※事前に予約が必要です。  
月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

住 所：〒710-0052 倉敷市美和一丁目14-31  
T E L：（086）421-0991（代） F A X：（086）421-0990

## 岡山県精神保健福祉センター（メンタルセンター岡山）

こころの悩みや精神症状などの対応について、ご本人やご家族などからの相談を保健所、市などの関係機関と連携して行っています。

- 来所相談日（予約制）※事前に予約が必要です。  
9：00～16：30  
T E L（086）201-0850（代）
- 電話相談日（受付時間）  
月～金（祝日・年末年始を除く）9時30分～12時／13時～16時  
T E L：（086）201-0828（電話相談専用番号）

住 所：〒700-0985 岡山市北区厚生町三丁目3-1

## こころの電話相談窓口

### ○よりそいホットライン（24時間 年中無休）

TEL：0120-279-338 ※外国語による相談にも応じます

電話をかけたら、ガイダンスに沿って番号を押してください。

FAX：03-3868-3811 通話による聞き取りが難しい方にも対応しています

### ○岡山いのちの電話（24時間 年中無休）

TEL：086-245-4343

### ○岡山県自殺対策推進センター（火曜 金曜：祝日，年末年始を除く）

TEL：086-224-3133

時間：9時30分～12時 13時～16時

## 倉敷障がい者就業・生活支援センター

障がいのある方が働くことやそれに伴う生活の中で、困っていることの相談に応じています。  
障がいのある方の雇用に関する相談にも応じています。

○ 受付（相談）時間 9時 ～ 17時15分（日曜日，月曜日，祝日，年末年始を除く）

住 所：〒710-0834 倉敷市笹沖180 ぐらしき健康福祉プラザ内

TEL：（086）434-9886 FAX：（086）434-9853

## ハローワーク総社「就労支援ルーム」

障がいのある方の職業相談，助言指導や就労あっせん等に個別で応じています。

住 所：〒719-1131 総社市中央三丁目15-111

TEL：（0866）92-6001

## 民生委員・児童委員

地域福祉活動の推進者として，公的機関の補助，協力機関として，あるいは地域住民の相談役として社会福祉の増進に努めています。市内には，民生委員児童委員が130人，主任児童委員が32人います。

各地区別の担当民生委員児童委員の連絡先は，次までお問い合わせください。

《総社市民生委員児童委員協議会事務局》

住 所：〒719-1192 総社市中央一丁目1-1 総社市役所福祉課内

TEL：（0866）92-8264

## 身体障害者相談員・知的障害者相談員

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL(0866) 92-8269

1  
相談窓口

障がいのある方の身近な相談役として、市から委託を受けて活動しています。生活上の様々な相談や必要な制度を活用できるよう援助を行ったり、社会参加する地域活動にも取り組んだりしていますので、お気軽にご相談ください。

区分	住所	氏名	TEL番号
総社市身体障害者相談員	総社	板谷 修二	090-9068-9718
	中央	小川 敦子	090-8246-7884
	久代	若藤 憲一	0866-96-2691
	清音上中島	仁川 武志	0866-94-0532
	阿曾	服部 洋司	0866-99-9215
	美袋	田原 マリ子	0866-99-2304
	美袋	樋口 長郎	0866-99-1919
	宿	松田 勉	0866-93-0703
総社市知的障害者相談員	原	鈴木 早苗	0866-99-1519
	泉	藤村 緑	0866-94-3630
	駅南	後藤 美保	0866-93-2501

(順不同)

## 障がい者団体

各障がい者団体

○総社市障がい者（児）団体一覧

(令和8年1月現在, 順不同)

種別	団体名	代表者	連絡先	活動内容
身体	総社市身体障がい者福祉協会	板谷 修二	事務局 社会福祉協議会 0866-92-8379	身体障がい者の当事者団体, 総社・山手・清音支部がある
知的	総社市手をつなぐ親の会 (総社市福祉作業所内)	小川 正雄	0866-92-3493	知的障がい者の家族会
身体・知的精神	総社おたまじゃくしの会	菅野比奈子	090-7591-8480	障がいのある子どもと家族の会
知的	山手セロリー青葉会	友野千恵子	0866-94-8890	知的障がい者と家族の会 (山手地区)
精神	NPO法人あゆみ家族の会	大石 信子	0866-94-0212	精神障がい者の家族会
発達障がい	ピュアハート総社	高橋 淳子	事務局 学校教育課 0866-92-8358	発達障がいのある子どもの親の会

## 2 障害者手帳

2

### 身体障害者手帳

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

障害者手帳

身体障がい者の日常生活の自立を支援するための制度の利用にあたっては、原則として身体障害者手帳が必要です。

認定可能な障がいの内容は、肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、脳原性運動機能、心臓機能、じん臓機能、肝臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、免疫機能です。身体障害者手帳は申請に基づいて、各機能に一定以上の永続する障がいのある方に、県知事から交付されます。

#### ●申請に必要なもの

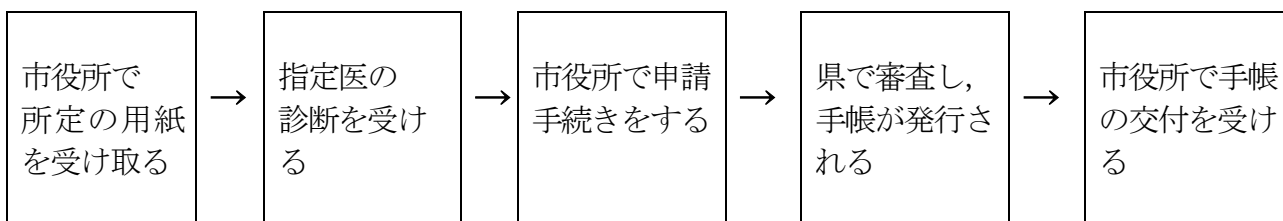
- ・ 身体障害者手帳交付申請書
- ・ 所定の診断書（原則3か月以内のもの）  
※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医の診断書に限ります。

<顔写真の裏面記入例>

- ・ 本人の顔写真1枚  
（サイズ縦4cm×横3cm、1年以内に撮影し、無帽で正面を向いているもの）  
\*写真の裏面に総社市、名前、生年月日を記入すること
- ・ 個人番号（マイナンバー）がわかるもの

総社市
福祉 太郎
昭和〇年〇月〇日生

#### ● 交付までの手続きの流れ



●以下の場合には必ず、福祉課で手続きをしてください。

項 目	手続きに必要なもの
◆手帳を紛失・破損したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳再交付申請書</li> <li>・本人の顔写真 1 枚 (サイズ縦4cm×横3cm, 1年以内に撮影し, 無帽で正面を向いているもの) ※写真の裏面に総社市, 名前, 生年月日を記入すること。</li> <li>・身体障害者手帳 (破損した場合)</li> </ul>
◆住所や氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者居住地等変更届</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・個人番号 (マイナンバー) がわかるもの</li> </ul>
◆障がいの程度に変更があるとき ◆別の障がいが発生したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳再交付申請書</li> <li>・所定の診断書 (原則3か月以内のもの) ※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医の診断書</li> <li>・本人の顔写真1枚 (サイズ縦4cm×横3cm, 1年以内に撮影し, 無帽で正面を向いているもの) ※写真の裏面に総社市, 名前, 生年月日を記入すること。</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・個人番号 (マイナンバー) がわかるもの</li> </ul>
◆交付対象者に該当しなくなったとき (治癒したとき) ◆交付を受けた方が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳返還届</li> <li>・身体障害者手帳</li> </ul>
◆手帳の再認定を受けるとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳再交付申請書</li> <li>・所定の診断書 (原則3か月以内のもの) ※身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医の診断書</li> <li>・本人の顔写真1枚 (サイズ縦4cm×横3cm, 1年以内に撮影し, 無帽で正面を向いているもの) ※写真の裏面に総社市, 名前, 生年月日を記入すること。</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・個人番号 (マイナンバー) がわかるもの</li> </ul>

知的障がい者の日常生活を支援するための制度の利用にあたっては、原則として療育手帳が必要です。療育手帳は、申請に基づいて、知的な障がいがあると判定された方に県知事から交付されます。なお、申請前に、児童相談所・知的障害者更生相談所での面接、判定が必要になります。

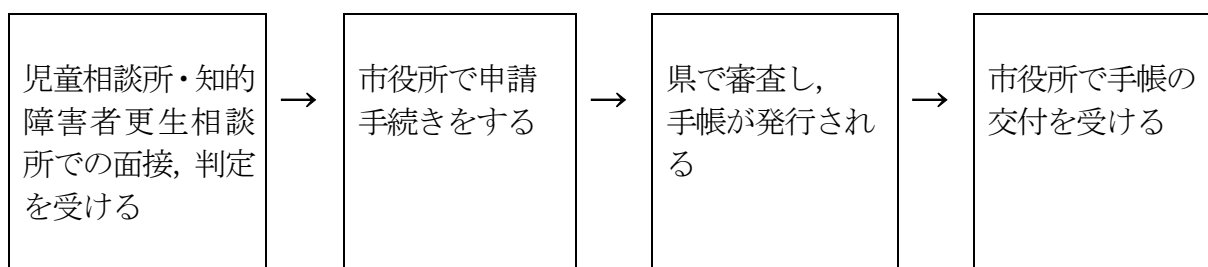
●申請に必要なもの

- ・療育手帳交付申請書
- ・児童相談所の判定（18歳未満の方）または知的障害者更生相談所の判定（18歳以上の方）
- ・本人の顔写真1枚（サイズ縦4cm×横3cm，1年以内に撮影し，無帽で正面を向いているもの）  
※写真の裏面に総社市，名前，生年月日を記入すること

<顔写真の裏面記入例>

<p>総社市</p> <p>福祉 太郎</p> <p>昭和〇年〇月〇日生</p>
--

● 交付までの手続きの流れ



※判定には事前の予約が必要です。

【判定についての問い合わせ，予約先】

- ・倉敷児童相談所，知的障害者更生相談所倉敷支所  
〒710-0052 倉敷市美和一丁目14-31  
TEL：(086) 421-0991 (代)  
FAX：(086) 421-0990

※ なお，再判定の場合には，奇数月第2火曜日に市役所で実施している「児童巡回相談」を利用することができます。（事前の予約が必要です。）

【児童巡回相談の問い合わせ，予約先】

- ・総社市役所福祉課 障がい福祉係 窓口⑥番  
TEL：(0866) 92-8269  
FAX：(0866) 92-8385

●以下の場合は必ず、福祉課で手続きをしてください。

項 目	手続きに必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆手帳を紛失・破損したとき</li> <li>◆手帳に余白が無くなったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳再交付申請書</li> <li>・本人の顔写真1枚 (サイズ縦4cm×横3cm, 1年以内に撮影し, 無帽で正面を向いているもの) ※写真の裏面に総社市, 名前, 生年月日を記入すること</li> <li>・療育手帳(紛失した場合を除く)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆岡山県内での転居のために住所が変更したとき</li> <li>◆氏名が変わったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳記載事項変更届</li> <li>・療育手帳</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆他県からの転入により住所が変更したとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳交付申請書</li> <li>・申出書(市役所の窓口にあります)</li> <li>・本人の顔写真1枚 (サイズ縦4cm×横3cm, 1年以内に撮影し, 無帽で正面を向いているもの) ※写真の裏面に総社市, 名前, 生年月日を記入すること</li> <li>・現在お持ちの療育手帳(有効期限内のもの)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆交付対象者に該当しなくなったとき</li> <li>◆交付を受けた方が亡くなったとき</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療育手帳返還届</li> <li>・療育手帳</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆手帳の更新をするとき (再判定を受けるとき)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※児童相談所・知的障害者更生相談所に直接, 事前予約を行った後, 判定を受けてください。</li> <li>・療育手帳</li> </ul>

精神障がい者の社会復帰，自立及び社会参加の促進を図るために交付します。制度の利用にあたっては，原則として精神障害者保健福祉手帳が必要です。精神障害者保健福祉手帳は，申請に基づいて，長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に，県知事から交付されます。なお，有効期間は2年間です。（更新するには手続きが必要であり，有効期限の3か月前から申請可能です。）

●申請に必要なもの

申請手続きは「診断書による申請」と「障害（基礎）年金の証書等による申請」の2通りあります。

診断書による申請の場合	障害（基礎）年金の証書等による申請の場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳交付申請書</li> <li>・所定の診断書（精神障害者保健福祉手帳用、原則6か月以内に作成のもの）</li> <li>・本人の顔写真1枚 （サイズ縦4cm×横3cm，概ね1年以内に撮影し，無帽で正面を向いているもの） ※写真の裏面に総社市，名前，生年月日を記入すること</li> <li>・個人番号（マイナンバー）がわかるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳交付申請書</li> <li>・障害（基礎）年金の証書等（写し）</li> <li>・照会に対する同意書 （市役所の窓口にあります）</li> <li>・本人の顔写真1枚 （サイズ縦4cm×横3cm，概ね1年以内に撮影し，無帽で正面を向いているもの） ※写真の裏面に総社市，名前，生年月日を記入すること</li> <li>・個人番号（マイナンバー）がわかるもの</li> </ul>

<顔写真の裏面記入例>

◎【障害（基礎）年金の証書等】とは以下のものを示します。

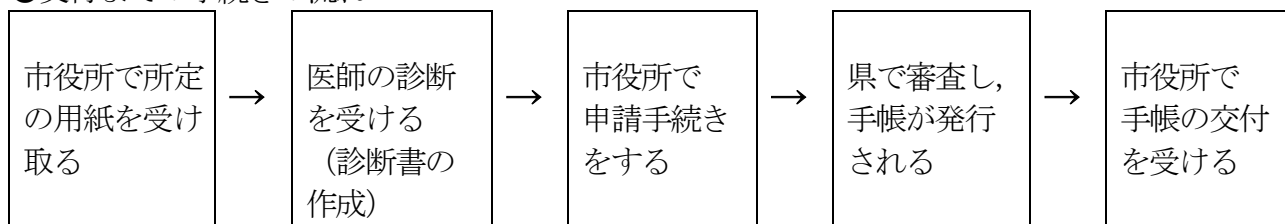
書類	備考
①障害年金証書	年金番号変更がある場合には，元の証書及び番号変更証書の両方が必要です。
②裁定通知書	上記証書と一体となっているものです。変更裁定があった場合は，変更分も必要です。
③年金額改定通知書 または振込通知書	申請受付日の属する年月分のもが必要です。毎年概ね5月末から6月初めに通知があります。

総社市

福祉 太郎

昭和〇年〇月〇日生

## ● 交付までの手続きの流れ



※「障害（基礎）年金の証書等による申請」の場合は、診断書の作成は不要です。

注）年金証書による申請の場合、等級については、年金事務所等の照会により、現在受給されている年金の等級がそのまま手帳の等級となり、障害（基礎）年金が1級であれば手帳も1級となります。

## ● 以下の場合には必ず、福祉課で手続きをしてください。

項目	手続きに必要なもの
◆手帳を紛失・破損したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書</li> <li>・本人の顔写真1枚（サイズ縦4cm×横3cm、概ね1年以内に撮影し、無帽で正面を向いているもの） ※写真の裏面に総社市、名前、生年月日を記入すること</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳（破損した場合）</li> <li>・個人番号（マイナンバー）がわかるもの</li> </ul>
◆岡山県内の転居のため住所が変更したとき（※） ◆氏名が変わったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳記載事項変更届・再発行申請届</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳</li> <li>・個人番号（マイナンバー）がわかるもの</li> </ul>
◆他県からの転入により住所が変更したとき（※）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳交付申請書</li> <li>・本人の顔写真1枚（サイズ縦4cm×横3cm、概ね1年以内に撮影し、無帽で正面を向いているもの） ※写真の裏面に総社市、名前、生年月日を記入すること</li> <li>・現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳（原本）（有効期限内のもの）</li> <li>・個人番号（マイナンバー）がわかるもの</li> </ul>
◆障がいの程度に変更があるとき ◆手帳の更新をするとき	※新規申請に同じ (詳しくは前ページをご覧ください。)
◆交付対象者に該当しなくなったとき（治癒したとき） ◆交付を受けた方が亡くなったとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳返還届</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳（原本）</li> </ul>

（※）・・・岡山市からの転入者は、他県からの転入者と同様の手続きが必要。

## 3 年金・手当

### 国民年金（障害基礎年金）

ワンストップ課  
窓口番号③ TEL(0866)92-8257  
倉敷東年金事務所 お客様相談室  
TEL(086)423-6150（代表）

3

年金・手当

国民年金加入中や20歳前に初診日がある病気やけがにより一定以上の障がいが残った場合に支給されます。

#### ●障害基礎年金を受けるための要件

- ①初診日（病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）に国民年金に加入している人が障がい者になった場合
  - ②国民年金に加入していた国内に住所のある人で、初診日に60歳以上65歳未満の人が障がい者になった場合
  - ③保険料納付期間が要件に該当している場合
  - ④20歳になる前に障がい者になった場合
- なお、この場合、所得によって支給が制限される場合があります

#### ●障害基礎年金の額（令和7年度）

- 1級 年額 1,039,625円  
(昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,036,625円)
- 2級 年額 831,700円  
(昭和31年4月1日以前に生まれた方は829,300円)

\*国民年金法で定められた等級であり、身体障害者手帳等の等級ではありません。

\*18歳未満の子（障がいのある子は20歳未満）がいる場合、加算があります。

### 特別障害給付金制度

ワンストップ課  
窓口番号③ TEL(0866)92-8257

国民年金の任意加入対象期間中に加入しなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障がい者の方を対象に、平成17年4月から創設されました。  
ただし、障害基礎年金等を受給することができる場合は、対象外となります。

#### ●特別障害給付金を受けるための要件

- ①平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生。
- ②昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった被用者年金（厚生年金、共済組合等）加入者・受給者の配偶者であって、任意加入していなかった期間に初診日があり、現に障害基礎年金1級、2級相当に該当していること。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された場合に限りです。

#### ●特別障害給付金の額（令和7年度）

- 1級 月額 56,850円  
2級 月額 45,480円

\*所得によって支給が制限される場合があります。

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月掛金を納めることにより、保護者が死亡（重度障がいを生じた場合を含む）した場合、障がいのある方に年金が支給されます。任意加入の制度です。

### ●加入できる保護者の要件

障がいのある方（次の「障がいのある方の範囲」を参照してください。）を現に扶養している保護者であって、65歳未満の特別の障がいのない方または特定の疾病にかかっていない方

### ●障がいのある方の範囲

- ①知的障がいのある方
- ②身体障害者手帳1級～3級を所持している方
- ③精神または身体に永続的な障がいのある方で、①または②と同程度の障がいがある方

### ●掛金額（1口あたり）

【参考】平成20年4月1日より掛金が改正されているため、平成20年3月31日に以前に加入している方は現行の掛金とは金額が異なります。

加入時の年齢	掛金月額	(参考) 平成20年3月31日以前に加入された方の掛金月額
35歳未満	9,300円	5,600円
35歳以上～40歳未満	11,400円	6,900円
40歳以上～45歳未満	14,300円	8,700円
45歳以上～50歳未満	17,300円	10,600円
50歳以上～55歳未満	18,800円	11,600円
55歳以上～60歳未満	20,700円	12,800円
60歳以上～65歳未満	23,300円	14,500円

\*生活保護を受けている世帯は全額、市町村民税非課税世帯または免除世帯は半額、市町村民税所得割非課税世帯（均等割のみ課税）は3割、掛金が免除されます。（1口目のみ）

\*2口まで加入できます。

### ●年金の支給額

1口あたり 月額 20,000円

\*平成20年9月以前に加入された方で、受給権者が療育手帳Aまたは身体障害者手帳1,2級を所持している方については、特別加算金（月額 10,000円）が加算され、支給されます。

## 特別障害者手当

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

障がい重複するなど精神または身体に著しく重度の障がいをもつ在宅の20歳以上の方で、日常生活に特別の介護を必要とする方に支給されます。

ただし、次のような場合には手当の支給を受けられません。

- ・障がい者が社会福祉施設等に入所しているとき
- ・障がい者が病院または診療所等に継続して3か月を超えて入院するに至ったとき

3

年金・手当

- 特別障害者手当の額 月額 29,590円（令和7年度）  
\*所得によって支給が制限される場合があります。

- 申請に必要なもの

- ・特別障害者手当認定請求書
- ・特別障害者手当所得状況届
- ・特別障害者手当認定診断書
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（交付されている方のみ）
- ・本人の年金証書（写）及び年金受領額のわかるもの（受給されている方のみ）
- ・課税証明書（世帯全員のもの）（転入等で総社市において所得金額が確認できない方）
- ・戸籍謄本
- ・本人名義の預金口座
- ・印鑑

## 障がい者福祉年金

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

市内に住所を有し、身体障害者手帳1級、2級または療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方で、20歳以上の方に支給されます。

- 障がい者福祉年金の額 年額 10,000円  
(年2回(9月・3月末)各5,000円支給)  
\*年度の途中から支給の場合は減額されます。

- 申請に必要なもの

- ・障がい者福祉年金申請書
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・本人名義の預金口座
- ・印鑑

## 障害児福祉手当

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

精神または身体に重度の障がいのある在宅の20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。

ただし、次のような場合には手当の支給を受けられません。

- ・障がい児が児童入所施設または社会福祉入所施設等に入所しているとき
- ・障がい児が障がいを支給事由とする公的年金を受けられるとき

- 障害児福祉手当の額 月額 16,100円（令和7年度）  
\*所得によって支給が制限される場合があります。

### ●申請に必要なもの

- ・障害児福祉手当認定請求書
- ・障害児福祉手当所得状況届
- ・障害児福祉手当認定診断書
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（交付されている方のみ）
- ・課税証明書（世帯全員のもの）（転入等で総社市において所得金額が確認できない方）
- ・戸籍謄本
- ・本人（児童）名義の預金口座
- ・印鑑

## 児童福祉年金

こども課子育て支援係  
窓口番号⑧ TEL (0866) 92-8268

市内に住所を有し、次の手帳の交付を受けている20歳未満の児童を監護または養育している保護者の方に支給されます。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者 保健福祉手帳	児童福祉年金額
1級	A	1級	年額 27,000円
2級			
3級	B（中度）	2級	年額 19,000円

\*年度の途中から支給の場合は減額されます。

### ●申請に必要なもの

- ・児童福祉年金申請書
- ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ・保護者名義の預金口座

## 特別児童扶養手当

こども課子育て支援係  
窓口番号⑧ TEL (0866) 92-8268

精神または身体に障がいのある20歳未満の児童を家庭において監護または養育している保護者に支給されます。

ただし、次のような場合には手当の支給を受けられません。

- ・児童が児童入所施設または社会福祉入所施設等に入所しているとき
- ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられることができるとき

3

年金・手当

### ●特別児童扶養手当の額（令和7年4月より適用）

1級 月額 56,800円

2級 月額 37,830円

\*所得によって支給が制限される場合があります。

### ●申請に必要なもの

- ・特別児童扶養手当認定請求書
- ・認定診断書（省略できる場合があります。）
- ・身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳（交付されている方のみ）
- ・戸籍謄本（外国籍の方は不要です。）
- ・保護者名義の預金口座
- ・マイナンバーがわかるもの

●障がい者手帳の等級表において、特別児童扶養手当の障がいの程度におおむね該当する範囲

	1級	2級	3級	4級
視覚障がい	■	■	■	
聴覚障がい		■	■	
平衡機能障がい			■	
音声・言語・そしゃく機能障がい			■	■
上肢機能障がい	■	■	■	
下肢機能障がい	■	■	■	■
体幹機能障がい	■	■	■	
内部障がい	■	■	■	
知的障がい	上記と同程度の障がいを有する方			

■ 特別児童扶養手当1級

■ 特別児童扶養手当2級

## 在宅介護激励金

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

市内に1年以上居住し、次の手帳の交付を受けている20歳以上の障がい者を在宅で常時介護している、同居の介護者の方に支給されます。

身体障害者手帳	療育手帳	在宅介護激励金の額
1級	A	月額 2,500円
2級		月額 1,500円

\*ただし、重度要介護者介護用品等引換クーポン券と重複して受給することはできません。

### ●申請に必要なもの

- ・在宅介護激励金支給申請書（民生委員の証明が必要です。）
- ・身体障害者手帳または療育手帳
- ・介護者名義の預金口座
- ・印鑑

\*この制度における介護の状況とは、食事、排泄および入浴の際に、同居の家族の方が介助している場合をいいます。

## 難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

次の要件を満たす患者等が、当該疾患に関する医療を受けるため医療機関へ通院した際、通院費用の一部が助成金として支給されます。

### ●対象者

①次のいずれかの疾患に関する医療を受けるため通院されている方

特定医療費（指定難病）受給者証もしくは特定疾患医療受給者証の交付を受けている方  
じん臓機能障がいにより人工透析治療を受けている方

②市内に1年以上住所を有する方

③所得税非課税世帯に属する方

●助成金の額 月額 2,500円

### ●申請に必要なもの

- ・難病等患者及び人工透析患者療養通院費助成金支給申請書
- ・特定医療費（指定難病）受給者証もしくは特定疾患医療受給者証または身体障害者手帳
- ・本人名義の預金口座
- ・印鑑

\*4月から9月までおよび10月から翌年3月までの期間ごとの、通院実績により支給が決定されます。

## 障がい者就労移行支援金

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

障がいのある方が、自立に向けた生活を営み、生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、福祉的就労から一般就労に移行した方に支援金を支給することにより、障がい者千五百人雇用事業の推進を図ります。

3

年金・手当

- 対象者  
1 8歳以上の障がいのある方
- 支援金の額 10万円（1人1回限り）
- 支給要件 次の1～5をすべて満たし、届出をすること
  - 1 総社市からの福祉的就労に係る給付期間が連続3か月以上であること
  - 2 一般就労期間が連続6か月以上で、期間中市内に住所を有し、居住していること
  - 3 届出の提出時、連続して6か月以上の間、市内に住所を有し、居住していること
  - 4 生活保護を受給していないこと
  - 5 市税等を滞納していないこと
- 申請に必要なもの
  - ・障がい者一般就労移行届
  - ・印鑑
  - ・事業所の在職証明書、就業証明書、健康保険証など、一般就労が確認できるもの

## 生活福祉資金貸付制度

総社市社会福祉協議会  
窓口番号⑩ TEL (0866) 92-8555

低所得世帯や、身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者のいる世帯、あるいは介護を要する高齢者のいる世帯の生活の安定、向上を図ることを目的に、いろいろな資金を貸し付ける制度です。

対象者	低所得世帯	資金の貸付にあわせて必要な援助、指導を受けることで、独立自活できると認められる世帯で、他からの融資を受けることが困難な世帯
	身体障がい者世帯	身体障害者手帳の交付を受けた方と共に生活している世帯
	知的障がい者世帯	療育手帳の交付を受けた方と共に生活している世帯
	精神障がい者世帯	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方と共に生活している世帯
	高齢者世帯	日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者のいる世帯
申込窓口	総社市社会福祉協議会	
その他	生活福祉資金貸付条件、貸付内容の詳細については社会福祉協議会へお問い合わせください。	

## 4 医療

### 自立支援医療（更生医療）

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ Tel (0866) 92-8269

身体に障がいのある18歳以上の方が、その障がいを取り除いたり、または軽くするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合にその医療費の一部が助成されます。

ただし、世帯の市町村民税課税状況等により対象外となることがあります。また、医療を受ける前に申請する必要があります。

- 対象者 18歳以上で身体障害者手帳を所持している方  
ただし、身体障害者手帳に記載されていない障がいの医療は対象となりません。

4

### ●対象となる代表的な疾患、術式の例

医療

障がい内容	医療内容(例)
視覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白内障、緑内障 ⇒ 水晶体摘出術、摘出後の人工レンズ埋込術、緑内障手術</li> <li>・網膜剥離 ⇒ 網膜剥離手術（光凝固術）</li> <li>・眼球摘出後の組織充填 ⇒ 義眼胞埋術</li> <li>・角膜白斑、角膜混濁 ⇒ 角膜移植術、角膜点墨術、光学的虹彩切断術</li> </ul>
聴覚障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性中耳炎、感音難聴 ⇒ 鼓膜（鼓室）形成術、人工内耳埋込術</li> <li>・外耳性難聴、外耳道閉鎖症 ⇒ 外耳道形成術、人工中耳植込術</li> <li>・鼓膜穿孔、鼓膜癒着 ⇒ 鼓膜剥離術、形成術</li> </ul>
音声・言語・そしゃく機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口蓋裂・兔唇 ⇒ 口蓋裂形成術、口唇裂形成術</li> <li>・そしゃく機能障がい ⇒ 歯科矯正治療、マルチブラケット装置、保定装置</li> <li>・その他 ⇒ 人工喉頭、食道発声訓練</li> </ul>
肢体不自由障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変形性関節症、関節リウマチ、代謝性疾患に基づく骨関節の変化、側湾症 ⇒ 骨切り術、人工関節置換術、関節形成術、骨移植術、機能訓練、治療用器具</li> <li>・不良切断端 ⇒ 断端形成術</li> </ul>
心臓機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心室（心房）中隔欠損症 ⇒ 心室（心房）中隔欠損閉鎖術</li> <li>・弁（僧帽弁・大動脈弁・三尖弁）閉鎖または狭窄、心臓弁膜症 ⇒ 弁形成術、弁置換術、弁移植術、フォンタン手術、メイズ手術</li> <li>・心筋梗塞、狭心症 ⇒ 大動脈冠動脈バイパス術、冠動脈形成術、</li> <li>・洞不全症候群、完全房室ブロック ⇒ ペースメーカー植込術、埋込型除細動器移植術、ペースメーカー交換術（電池交換を含む）</li> <li>・心臓移植、心臓移植術後抗免疫療法</li> </ul>
じん臓機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・慢性腎不全 ⇒ 人工透析、腎移植術、移植後抗免疫療法、</li> <li>・腹膜透析導入時の訪問看護、シャント閉塞時のシャント治療</li> </ul>
肝臓機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肝臓移植術、移植術後抗免疫療法</li> </ul>
小腸機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小腸機能全廃 ⇒ 中心静脈栄養法およびそれに伴う合併症に対する医療</li> </ul>
免疫機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> <li>・H I V感染者 ⇒ 抗H I V療法、免疫調整療法</li> </ul> <p>*合併症の予防および治療はH I V感染によるものに限る</p>

- 費用負担 原則1割負担です。  
ただし、世帯の市町村民税課税状況等により自己負担上限額が設定されます。

☆自己負担上限額

所得区分	世帯の課税・収入の要件	上限額（月額）	
		①一般	②重度かつ継続
生保	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯かつ受診者の年収が80.9万円以下	2,500円	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯かつ受診者の年収が80.9万円を超える	5,000円	5,000円
中間所得1	市町村民税所得割33,000円未満	医療保険の上限額	10,000円
中間所得2	市町村民税所得割33,000円以上 235,000円未満		
一定所得以上	市町村民税所得割235,000円以上	自立支援医療対象外	※20,000円

注1) 市町村民税所得割・・・世帯の市町村民税所得割の課税額を合算した金額になります。

注2) 一般・・・視覚障がい（角膜移植）、聴覚障がい（人工内耳）、肢体不自由（人工関節置換）、心臓機能障がい（人工弁置換）の手術など、「重度かつ継続」の要件に該当しない場合。

重度かつ継続・・・じん臓機能障がい（透析・腎移植）、小腸機能障がい（中心静脈栄養法）、免疫機能障がいの治療、心臓機能障がい（心臓移植後の抗免疫療法）、肝臓機能障がい（肝臓移植後の抗免疫療法）または医療保険の多数回該当の者

※) 一定所得以上の「②重度かつ継続」認定については、令和9年度までの経過措置です。

●申請に必要なもの

- ・自立支援医療（更生医療）支給認定申請書
- ・判定票（診断書）等 ※障がい区分ごとの詳細は下表のとおり
- ・身体障害者手帳
- ・保険の情報がわかるもの（マイナンバーカードの写し、資格確認書の写し等）  
※国民健康保険及び後期高齢者医療の場合は、世帯の加入者全員の保険の情報がわかるもの
- ・特定疾病療養受療証（写し）（人工透析、免疫療法を申請する方）
- ・同意書 ※所得等確認のためのものです。
- ・年金証書または年金払込通知書（写し）（市町村民税非課税で年金を受給している方のみ）
- ・受診者及び健康保険の被保険者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの（国民健康保険及び後期高齢者医療の場合は世帯の加入者全員）

☆必要書類一覧表

障がい区分	判定票	医療費概算額算出表	心電図	判定方法	
				書類	身体障害者更生相談所
心臓	○	○	○	○	
じん臓	○			○	
肝臓	○			○	
肢体不自由	○	○ ※治療材料の内訳表を添付			○ ※レントゲン持参
視覚	○	○		○	
聴覚	○	○			○
音声言語・そしゃく	○	○			○
小腸	○	○		○	
免疫	○	○		○	

身体機能に障がいがある方や、将来身体上の障がいを残す可能性のある18歳未満の児童に対して、必要な医療を指定医療機関で受ける場合にその医療費の一部が助成されます。

ただし、世帯の市町村民税課税状況等により対象外となることがあります。

### ●対象者

次の項目全てに該当する18歳未満の児童

- ・身体障害者福祉法第4条の規定による別表に掲げる程度の身体上の障がいを有すること、または現存する疾患に係る医療を行わないときは、将来において同別表に掲げる障がいと同程度の障がいを残すと認められること
- ・治療の結果、確実な治療効果が期待できること

### ●対象となる障がいの種類

1. 視覚障がいによるもの
2. 聴覚、平衡機能の障がいによるもの
3. 音声機能、言語、又はそしゃく機能の障がいによるもの
4. 肢体不自由によるもの
5. 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸または肝臓の機能の障がいによるもの
6. 先天性の内臓の機能の障がいによるもの（5に掲げるものを除く。）
7. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいによるもの

\*内臓障がいによるものについては、手術により将来生活能力を維持できる見込みのあるものに限ることとし、いわゆる内科的治療のみのは除きます。

\*じん臓機能障がいに対する人工透析療法、腎移植術後の抗免疫療法、小腸機能障がいに対する中心静脈栄養法、心臓機能障がいに対する心移植後の抗免疫療法及び肝臓機能障がいに対する肝臓移植後の抗免疫療法については、それらに伴う医療についても対象となります。

### ●費用負担

原則1割負担です。

ただし、世帯の市町村民税課税状況等により自己負担上限額が設定されます。

☆自己負担上限額

所得区分	世帯の課税・収入の要件	上限額（月額）	
		①一般	②重度かつ継続
生保	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯かつ受診者の年収が80.9万円以下	2,500円	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯かつ受診者の年収が80.9万円を超える	5,000円	5,000円
中間所得1	市町村民税所得割33,000円未満	※5,000円	
中間所得2	市町村民税所得割33,000円以上235,000円未満	※10,000円	10,000円
一定所得以上	市町村民税所得割235,000円以上	自立支援医療対象外	※20,000円

注1) 市町村民税所得割・・・世帯の市町村民税所得割の課税額を合算した金額になります。

注2) 重度かつ継続・・・(更生医療の重度かつ継続(25ページ参照)と同じ)

※) 中間所得1, 2の「①一般」上限額については、令和9年度までの経過措置です。

※) 一定所得以上の「②重度かつ継続」認定については、令和9年度までの経過措置です。

●申請に必要なもの

- ・自立支援医療（育成医療）支給認定申請書
- ・自立支援医療（育成医療）意見書
- ・同意書 \*所得等確認のためのものです。
- ・保険の情報がわかるもの（マイナンバーカードの写し、資格確認書の写し等）  
※国民健康保険及び後期高齢者医療の場合は世帯の加入者全員の保険の情報がわかるもの
- ・特定疾病療養受療証（写し）（人工透析を申請する方のみ）
- ・受診者及び健康保険の被保険者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの  
（国民健康保険の場合は世帯の加入者全員）

## 自立支援医療（精神通院医療）

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

精神疾患の治療のために必要な医療を指定医療機関に通院して受ける場合に、その医療費が助成されます。

ただし、世帯の市町村民税課税状況等により対象外となることがあります。

- 対象者 精神疾患により治療を継続的に必要とする病状のある方  
※なお、入院の場合は対象になりません。

- 費用負担

精神疾患治療に要する医療費の自己負担が、原則1割に軽減されます。

ただし、世帯の市町村民税課税状況・疾患の種類等により自己負担上限額が設定されます。

### ☆自己負担上限額

所得区分	世帯の課税・収入の要件	上限額（月額）	
		①一般	②重度かつ継続
生保	生活保護世帯	0円	0円
低所得1	市町村民税非課税世帯かつ受診者の年収が80.9万円以下	2,500円	2,500円
低所得2	市町村民税非課税世帯かつ受診者の年収が80.9万円を超える	5,000円	5,000円
中間所得1	市町村民税所得割33,000円未満	医療保険の上限額	10,000円
中間所得2	市町村民税所得割33,000円以上 235,000円未満		
一定所得以上	市町村民税所得割235,000円以上	自立支援医療対象外	20,000円

注1) 市町村民税所得割・・・世帯の市町村民税所得割の課税額を合算した金額になります。

注2) 重度かつ継続

(1) 次の疾患の方（ICD-10における分類）

- ①認知症などの症状性を含む器質性精神障がい
- ②アルコール依存症などの精神作用物質使用による精神及び行動の障がい
- ③統合失調症、統合失調症型障がい及び妄想性障がい
- ④うつ病、躁うつ病などの気分障がい
- ⑤てんかん（G40）

(2) 3年以上の精神医療の経験を有する医師により、次の症状のため継続的な通院医療を要すると診断された方

- ①情動及び行動の障がい
- ②不安及び不穏状態

(3) 医療保険多数該当者

注3) 一定所得以上の「②重度かつ継続」認定については、令和9年度までの経過措置です。

一定所得以上の方、または一定以上の所得の方が同じ健康保険に加入されている場合は、疾病の種類等に応じて制度の対象とならない場合があります。

- 有効期間 1年（新規申請の場合は、申請の受付日から1年以内の月末までとなります。）

●申請に必要なもの

○新規申請の場合

- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- ・指定医療機関の医師の診断書（精神通院医療用）
- ・保険の情報がわかるもの（マイナンバーカードの写し，資格確認書の写し等）  
※国民健康保険及び後期高齢者医療の場合は，世帯の加入者全員の健康保険証の写し
- ・同意書 \*所得等確認のためのものです。
- ・年金証書または年金払込通知書（市町村民税非課税で年金を受給している方のみ）
- ・受給者及び健康保険の被保険者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの（国民健康保険及び後期高齢者医療の場合は世帯の加入者全員）

○更新手続きについて

有効期間終了日の3か月前から更新（再認定）の手続きができます。早めに手続きをお願いします。継続してご利用いただくためには，毎年，期間内に更新手続きが必要となります。

※受給者証の発行には2，3か月程度かかります。

なお，更新（再認定）に必要な書類は，上記「○新規申請の場合」に加えて，お手持ちの有効期間内の「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお持ちください。

ただし診断書は2年に1回の提出になります。

○医療機関の変更

- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- ・自立支援医療受給者証（有効期間内のもの）

○健康保険証の変更

- ・自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医療）
- ・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定申請書
- ・保険の情報がわかるもの（マイナンバーカードの写し，資格確認書の写し等）  
※国民健康保険及び後期高齢者医療の場合は，世帯の加入者全員の健康保険証の写し
- ・同意書
- ・自立支援医療受給者証（有効期間内のもの）
- ・受給者及び健康保険の被保険者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの（国民健康保険及び後期高齢者医療の場合は世帯の加入者全員）

○他県・他市から総社市へ転入される場合

有効期間内のものであれば，岡山県精神保健福祉センター以外で発行された自立支援医療受給者証をお持ちの場合でも引継ぎの手続きをすることができます。詳しくは，お問合せください。

障がい者（児）に対して、医療費の自己負担金（保険診療分）の一部が助成されます。ただし、所得制限により対象外となることがあります。

- 対象者 次の手帳または受給者証の交付を、65歳未満で受けた者。
  - ①身体障害者手帳1級～2級
  - ②療育手帳A
  - ③身体障害者手帳3級かつ療育手帳B（中度）
  - ④精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療（精神通院）受給者証

\*上記の要件に65歳以上で新たに該当した方は、対象になりません。  
\*生活保護を受給している方は対象になりません。

### ●費用負担

原則、1割負担です。

ただし、受給資格者の属する「世帯」の収入により認定された所得区分に応じて、自己負担限度額（月額）が設定されます。（31ページ参照）

### ●申請に必要なもの

- ・障害者医療費受給資格証（交付）申請書
- ・身体障害者手帳，療育手帳  
精神障害者保健福祉手帳かつ自立支援医療（精神通院）受給者証
- ※上記いずれか所持しているもの
- ・保険の情報がわかるもの（マイナンバーカードの写し，資格確認書の写し等）
- ※国民健康保険及び後期高齢者医療の場合は，世帯の加入者全員の健康保険証の写し

### ●病院・薬局・訪問看護などを利用するとき

「障害者医療費受給資格証」と「健康保険証」を，受診する病院の窓口には必ず提示してください。自己負担額1割で受診することができます。

ただし，精神疾患に係る通院は，自立支援医療（精神）受給者証に記載の指定医療機関を受診し，自立支援医療（精神）受給者証と本制度の受給資格証の両方を医療機関の窓口で提示してください。

また，県外の医療機関を受診したとき等は償還給付となりますので，請求手続きが必要です。

※平成26年10月受診分より，訪問看護利用時の請求手続きは不要になりました。

### ●請求手続き

県外受診などで資格証が使用できず医療費を自己負担された場合は，後日，医療費給付申請書に必要な事項を記入し，領収書を添付して，総社市役所福祉課障がい福祉係の窓口申請してください。

※本人（18歳未満の場合は保護者）名義の通帳が必要です。

☆所得区分判定基準

一定以上所得者		市町村民税課税標準額が、145万円以上の方と同じ世帯の場合
一	般	世帯全員の市町村民税課税標準額が、それぞれ145万円未満の場合
低所得者	II	世帯全員が市町村民税所得割を課されていない場合
	I	低所得IIのうち、世帯全員の合計所得金額が0円の場合 *公簿で所得金額が確認できない方がいる場合は、簡易申告が必要です。

4

医療

\*「世帯」の認定にあたっては、住民票の状況かつ医療保険の加入関係を勧奨します。

\*所得区分は毎年7月、前年の所得に応じて更新されます。(加入の保険により更新の手続きが必要な場合があります。)

\*医療保険の変更や住民票の世帯構成の変更等によって、年度途中でも変更される場合があります。(変更の手続きが必要です。)

☆自己負担限度額 (月額)

令和8年6月まで (景気情勢等による経過措置)

自己負担額 総医療費の1割		
所得区分	入院 + 外来	
	外 来	入 院 + 外 来
一定以上所得者	44,400円	80,100円+1%※
一 般	12,000円	44,400円
低所得者	II	2,000円
	I	1,000円



令和8年7月以降

自己負担額 総医療費の1割		
所得区分	入院 + 外来	
	外 来	入 院 + 外 来
一定以上所得者	44,400円	80,100円+1%※
一 般	12,000円	44,400円
低所得者	II	4,000円
	I	2,000円

\*ひと月にかかった自己負担額が、一部負担金の月額上限額を超えた場合は、総社市役所福祉課障がい福祉係より後から払い戻されます。(払い戻しの時期は、診療月から4か月程度かかります。)

\*所得区分の判定基準および自己負担限度額は、老齢福祉年金の所得制限を準用しているため、関係法令の改正等により、変更となる場合があります。

## 指定難病にかかる医療費の助成

(難病の患者に対する医療等に関する法律における  
特定医療費(指定難病)受給者証について)

岡山県備中保健所 保健課

TEL (086) 434-7024

難病の治療にかかる医療費の自己負担額の一部が助成されます。

- 対象者 対象となる指定難病(376疾病)と診断された方で、次のいずれかに該当する方
  - (1) その症状の程度が、あらかじめ定められた重症度分類の程度である方
  - (2) (1)に該当せず、申請日の属する月以前の12か月の間に、指定難病に関する月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あった方
- 費用負担 次の表のとおり

(単位:円)

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合: 2割		
			自己負担上限額(外来+入院+薬代)		
			新制度における 新規認定者		
			一般	高額かつ	
長期	人工呼吸器等装着者				
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税世帯	本人年収 ~80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費			全額自己負担		

- 申請に必要なもの  
岡山県ホームページをご覧ください。岡山県備中保健所にお問い合わせください。

子どもの慢性疾患のうち、小児がんなど特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。

この制度は、児童の健全育成を目的として、疾患の治療方法の確立と普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、医療費の自己負担分を補助するものです。

●対象者 小児慢性特定疾病にかかっており、厚生労働大臣が定める疾病の程度である児童が対象です。

1. 慢性に経過する疾病であること
2. 生命を長期に脅かす疾病であること
3. 症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病である
4. 長期にわたって高額な医療費の負担が続く疾病であること

・上記の全ての要件を満たし、厚生労働大臣が定めるもの。

・18歳未満の児童等が対象です。(ただし、18歳到達時点において本事業の対象になっており、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳未満の者も対象とします。)

●自己負担金について

世帯の所得の状況に応じて、一部自己負担金が発生します。(原則2割)

〈 自己負担限度額表 〉

(単位：円)

階層区分		自己負担限度額		
		一般	重症又は高額かつ長期	人工呼吸器装着者
生活保護	—	0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市町村民税非課税世帯 (収入額80万円未満)	1,250円	1,250円	500円
低所得Ⅱ	市町村民税非課税世帯 (収入額80万円以上)	2,500円	2,500円	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上～ 7.1万円未満	5,000円	2,500円	
一般所得Ⅱ	市町村民税7.1万円～ 25.1万円未満	10,000円	5,000円	
上位所得	市町村民税25.1万円以上	15,000円	10,000円	
入院時の食費		1/2 自己負担		

●申請に必要なもの

岡山県ホームページをご覧ください。岡山県備中保健所にお問い合わせください。

※所得証明について、事前に市こども課で申請すると無料になりますのでご利用ください。

「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく医療で、満75歳から適用になりますが、一定の障がいのある方は、申請により満65歳から適用されます。

●一定の障がいのある方とは、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1級～3級の方
- ②身体障害者手帳4級で次のいずれかに該当する方
  - 1) 音声機能または言語機能に著しい障害のある方
  - 2) 両下肢のすべての指を欠く方
  - 3) 1下肢を下腿の2分の1以上で欠く方
  - 4) 1下肢の機能に著しい障害のある方
- ③国民年金（障害基礎年金）1級，2級を受けている方
- ④療育手帳Aの方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級，2級の方

●申請に必要なもの

- ・後期高齢者医療障害認定申請書
- ・障がいの状態を明らかにするもの  
(身体障害者手帳，療育手帳，精神障害者保健福祉手帳，国民年金証書等)
- ・保険の情報がわかるもの（マイナンバーカード，資格確認書等）
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの

## 5 児童福祉法に基づくサービス

心身の発達につまずきのある子どものためのさまざまなサービスを実施しています。平成24年4月から、児童福祉法に根拠規程が一本化され、体系も再編されました。

障害児通所支援サービスを利用する保護者は、市町村にサービス利用の申請を行い、サービス等利用計画の作成を経て、支給決定を受け、利用する施設と契約を結ぶこととなります。

### 児童発達支援

こども夢づくり課

窓口番号⑦ TEL (0866) 92-8265

一人ひとりの発達に合った個別支援計画を立て、個別療育や集団療育をしながら基本的な生活習慣の自立を援助します。また、発達障がいに対応した療育も行います。

○対象 発達に遅れやつまずきのある未就学の子ども

○費用 費用の1割負担（原則）

（月額負担上限額あり、非課税世帯・生活保護世帯は利用料が免除になります。）

5

児童福祉法に基づくサービス

#### 総社市内の児童発達支援事業所

名称	住所	電話番号 (0866)
総社はばたき園（全日支援）	総社市小寺365	92-2384
かしゆかしゆ	総社市小寺365（総社はばたき園内）	92-2384
サポートセンター はるかぜ	総社市久代4598-1	96-2992
コロココロン	総社市駅前二丁目15-18	95-2724
児童発達支援事業所 ていんくる	総社市中央六丁目8-106 2号室	95-2154
サポートセンター かがやき	総社市小寺958	94-3500
発達支援事業ハロウ	総社市井手366-4 エトアール	92-0086
児童発達支援事業所 たんぼぼ	総社市駅南一丁目26-3 プランドールC-D	31-8981
こぱんはうすさくら 総社東教室	総社市井手578-1 オフィス21 2F 201号・202号	31-8847
学習支援レインボー 総社中央教室	総社市総社二丁目1-30	31-8211
多機能型事業所 LaLa	総社市門田1209	95-2373
ほのぼの plus+	総社市駅南二丁目12-12 3階	37-1036
ヒトツナ総社中央教室	総社市中央三丁目11-102	31-5810

## 放課後等デイサービス

こども夢づくり課

窓口番号⑦ TEL (0866) 92-8265

就学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と連携して、子どもの自立を促進します。

○対象 発達に遅れやつまずきのある就学中の子ども

○費用 費用の1割負担（原則）

（月額負担上限額あり，非課税世帯・生活保護世帯は利用料が免除になります。）

### 総社市内の放課後等デイサービス事業所

名称	住所	電話番号 (0866)
サポートセンター はるかぜ	総社市久代4598-1	96-2992
コロココロン	総社市駅前二丁目15-18	95-2724
児童発達支援事業所 ていんくる	総社市中央六丁目8-106 2号室	95-2154
発達支援事業 ハロウ	総社市井手366-4 エトアール	92-0086
ソーシャルスキルサポート ふぁみりえ	総社市中央四丁目22-106 メゾン石田103・105	94-5606
東総社放課後等デイサービス にここ	総社市福井2081	31-5366
児童発達支援事業所 たんぽぽ	総社市駅南一丁目26-3 プランドール2F	31-8981
夢門塾ゆうゆう総社	総社市中央六丁目9-101	31-6616
こばんはうすさくら 総社東教室	総社市井手578-1 オフィス21 2F 201号・202号	31-8847
学習支援レインボー 総社中央教室	総社市総社二丁目1-30	31-8211
サポートセンターかがやき	総社市小寺958	94-3500
多機能型事業所 LaLa	総社市門田1209	95-2373
ほのぼの plus+	総社市駅南二丁目12-12 3階	37-1036
ヒトツナ総社中央教室	総社市中央三丁目11-102	31-5810

5

児童福祉法に基づく  
サービス

## 保育所等訪問支援

こども夢づくり課  
窓口番号⑦ TEL (0866) 92-8265

児童が集団生活を送っている施設を保育所等訪問支援事業所の職員が月に1～2回程度訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

- 対象 保育所，幼稚園，学校等で集団生活に入りにくいなどの心配や不安のある児童
- 費用 費用の1割負担（原則）  
（月額負担上限額あり，非課税世帯・生活保護世帯は利用料が免除になります。）

総社市内の保育所等訪問支援事業所

名称	住所	電話番号 (0866)
総社はばたき園（現在指定のみ）	総社市小寺365	92-2384
発達支援事業ハロウ	総社市井手366-4 エトアール	92-0086
児童発達支援事業所ていんくる	総社市中央六丁目8-106 2号室	95-2154
コロココロン	総社市駅前二丁目15-18	95-2724
サポートセンターかがやき	総社市小寺958	94-3500

## 特定・障害児相談支援事業所

こども夢づくり課  
窓口番号⑦ TEL (0866) 92-8265

サービスを利用する方の心身の状況，環境，サービス利用に関する意向その他の事情を考慮した上で，利用するサービス等の計画を作成し，サービス事業者との連絡調整等を行います。  
また，サービス開始後，定期的にサービス利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

- 対象 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等を利用する子ども
- 費用 無料

総社市内の相談支援事業所・相談支援センター

名称	住所	電話番号 (0866)
特定・障害児相談支援事業所 らぼーる	総社市小寺365 総社はばたき園内	92-2384
相談支援事業所『あみーたⅡ』	総社市下林1287-1 吉備自立支援センター内	90-0907
総社市社会福祉協議会 相談支援センター	総社市中央二丁目5-115	92-8559
相談支援事業M.p（エムピー）	総社市井手366-4 エトアール	92-0086
愛の実相談支援センター	総社市黒尾632	37-5579
相談支援事業所 そうじゃ晴々	総社市南溝手421-1	94-4333

## サービス利用までの流れ

こども夢づくり課

窓口番号⑦ TEL (0866) 92-8265

児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等のサービスを利用するには、手続きが必要です。

### こども夢づくり課 窓口

1 サービス利用申請



### 相談支援事業所

2 相談支援事業所と契約

3 アセスメント

4 障害児支援利用計画案作成



### こども夢づくり課 窓口

5 書類を提出



### サービスを提供する事業所

6 契約

アセスメント

7 サービス利用開始

1 サービス利用の申請をします。

持参するもの ・診断書、医師の意見書または療育手帳  
※総社市に住民票がない期間があった場合は、申請者、世帯員等の個人番号が分かるものまたは、課税証明書が必要となる場合があります。

※相談支援事業所で障害児支援利用計画を立てるための書類をお渡しします。

2 1で受け取った書類を持参し、相談支援事業所と契約をします。(予約が必要です)

3 相談支援専門員は保護者から児童の心身の状況、日常生活の様子を聞き、どのようなサービスが必要か、保護者と一緒に考えます。

4 相談支援事業所が障害児支援利用計画案を作成します。

5 申請者は次の書類をこども夢づくり課に提出します。  
・相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画案  
・計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

サービスの支給量やモニタリング期間が決まり、通所受給者証と障害児通所給付費支給決定通知書が交付されます。

相談支援事業所から障害児支援利用計画が交付されます。

6 サービスを受けようとする事業所とサービス利用の契約をします。

持参するもの ・通所受給者証  
・障害児通所給付費支給決定通知書

7 サービスを利用開始します。  
※サービス開始後、定期的に障害児支援利用計画の見直し(モニタリング)を行います。

5

児童福祉法に基づくサービス

## 療育相談事業

こども課母子保健係  
窓口番号⑧ TEL (0866) 92-8261

発達の遅れなど、気になる子どもの相談や療育を行っています。

### ●総合検診

心身の発達について、専門家が相談に応じます。

- ・実施日…年5回（要予約）
- ・実施内容…臨床心理士による発達検査  
…言語聴覚士による言語発達検査  
…内科診察
- ・利用料…無料

## 5

### ●総社PEC〈ハック〉

児童福祉法に基づく  
サービス

早期の段階から、親子ともに継続的な療育指導を行います。

また、さまざまな相談にも応じます。

- ・実施日…月1回（前半5～9月、後半11～3月）（要予約）
- ・相談員…保健師，保育士，こどもの発育発達支援の専門スタッフなど
- ・利用料…無料

- 対象 市の発育発達相談等にて、参加が必要と判断された就学前の子ども（要予約）
- 問い合わせ こども課 母子保健係 TEL (0866) 92-8261  
ちびっこひろば（山手保健センター） TEL (0866) 93-9834

# 6 障害者総合支援法に基づくサービス

## ① 障害福祉サービス

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ Tel (0866) 92-8269

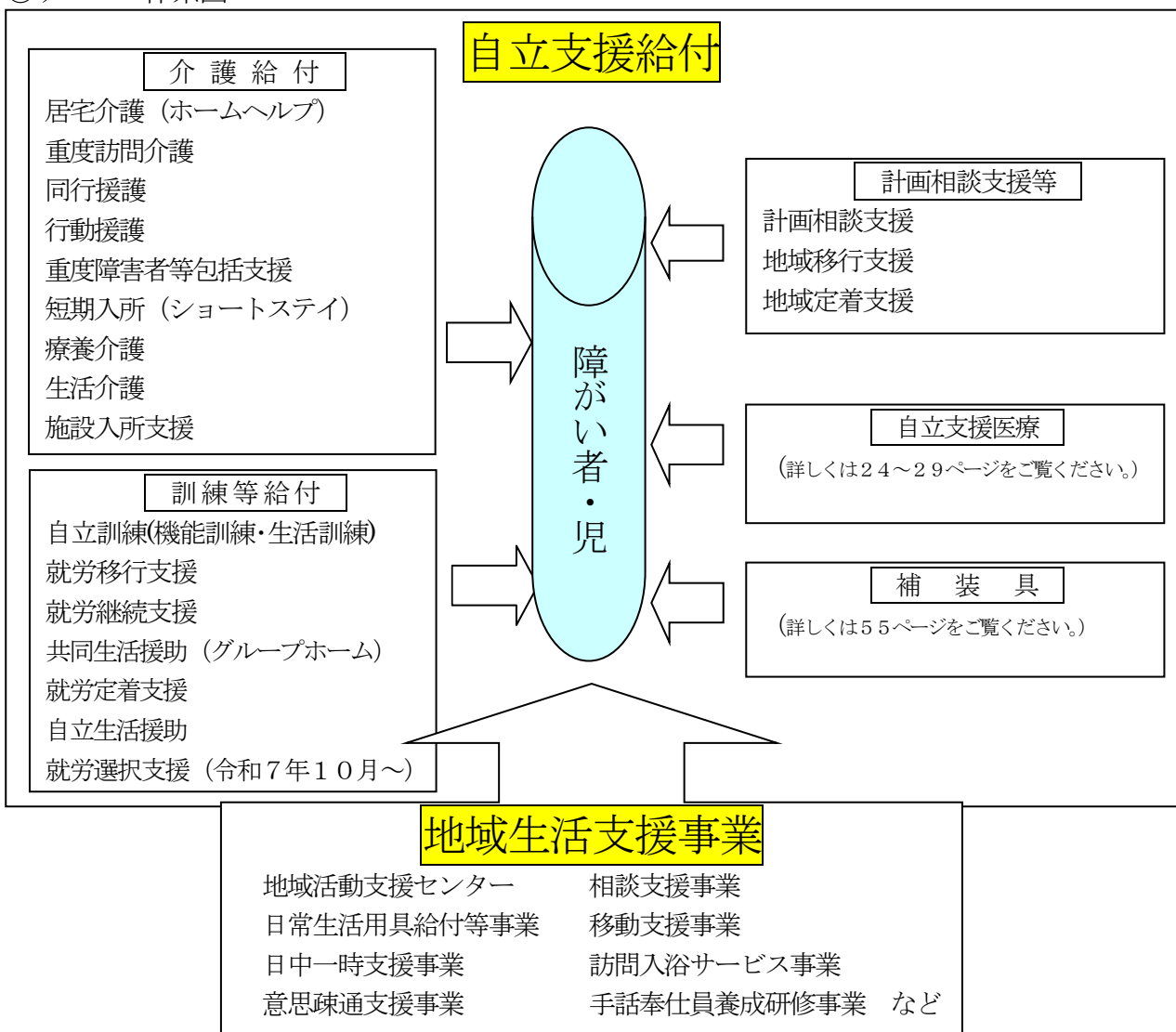
### 【1】 障害者総合支援法の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）により、障がいの種別や年齢にかかわらず、サービス利用のしくみが一元化されました。サービスは、下の体系図のように、大きく「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の2つに分けられ、障がいのある方の地域生活をサポートします。なお、65歳以上の方は、介護保険によるサービスが優先となる場合があります。

**【対象者】** 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所持者（原則）  
※手帳を持っていない場合でも、診断書や受給者証等があれば、障がいの程度によってサービスを受けられる場合がありますので、ご相談ください。障害者総合支援法の対象疾病に該当する難病（89～90ページ参照）をお持ちの方も同様です。

**【個人負担】** 費用の1割  
(市町村民税非課税世帯は、療養介護医療・障害児施設医療を除き、個人負担が免除されます。)

◎サービス体系図



6  
障害者総合支援法  
に基づくサービス

## 【2】障害福祉サービスの内容

サービスには、在宅で訪問を受けたり、施設（事業所）通所したりするなど利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。利用希望のサービスが「介護給付」の場合は、次ページの障害支援区分が必要になります。（ただし、障がい児は除きます。）

### ◎訪問系サービス

給付の種類	サービス名称	内 容
介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	ヘルパーが自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の手伝いをします。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者に、ヘルパーが自宅の日常生活や外出の手伝いをします。
	同行援護	視覚障がい者の、移動の援護や移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）等の外出支援を行います。
	行動援護	重度の知的障がい者等が行動（外出）するときに、ヘルパーが支援します。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が、居宅介護等複数のサービスを包括的に使えます。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所することができます。
訓練等給付	就労定着支援	就労移行支援等を利用し、一般企業に移行した者が職場定着のための支援を受けることができます。
	自立生活援助	定期的に利用者の居宅を訪問し、困りごとなどに対して必要な助言や医療機関との連絡調整を行います。

### ◎日中活動系サービス

給付の種類	サービス名称	内 容
介護給付	療養介護	重度の障がい者等が医療機関で療養上の管理、看護、日常生活の手伝いを受けることができます。
	生活介護	常に介護を必要とする人が、施設で日中活動の支援を受けることができます。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	一定の期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けることができます。
	就労移行支援	一般企業等へ就労するための訓練を受けることができます。
	就労継続支援	一般企業での就労困難者が、知識や能力の向上のために必要な訓練を受けることができます。
	就労選択支援	本人の希望、能力、適性に応じて、働き方や就労先を主体的に選ぶために必要な支援を受けることができます。

### ◎居住系サービス

給付の種類	サービス名称	内 容
介護給付	施設入所支援	日常生活の手伝いを受けながら施設で暮らすことができます。
訓練等給付	共同生活援助（グループホーム）	共同生活を行う住居で、日常生活の手伝いを受けることができます。

## ◎計画相談支援等

給付の種類	サービス名称	内 容
計画相談支援等	計画相談支援	障がい福祉サービスを利用する方の心身の状況、環境、サービス利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障がい福祉サービス等の計画を作成します。また当該計画が適切であるかモニタリングを実施します。
	地域移行支援	障がい者支援施設に入所している方、又は、精神科病院に入院している方の住居の確保、その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある方に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。

### 【3】申請から支給決定までのながれ

障害福祉サービスのうち、利用希望サービスの給付の種類が「介護給付」の場合は、障害支援区分が必要になります。障害支援区分とは、「介護給付」の必要度を明らかにするために、障がい者（障がい児は除きます。）の心身の状態等を総合的に表す区分で、区分1から区分6までの6区分があります。（数字が大きいほど必要度が高くなります。）「訓練等給付」を希望の場合は、障害支援区分の認定は必要ありません。

6  
に  
基  
づ  
く  
サ  
ー  
ビ  
ス  
に  
障  
害  
者  
総  
合  
支  
援  
法

#### ●申請に必要なもの

＜窓口にあるもの＞

- ・介護給付費・訓練等給付費支給申請書
- ・世帯状況・収入等申告書
- ・主治医及び訪問調査に関する申出書

＜持参していただくもの＞

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証  
または精神に障がいがあることがわかる診断書（ICD-10 コードの記載されたもの）
- ・診断書または指定難病（特定医療費）受給証（難病の方のみ）

のうち、いずれか1つ

- ・障害福祉サービス受給者証（持っている方のみ）
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの

# サービス利用までの流れ

市役所 福祉課 ⑥窓口

1 サービス利用申請

相談支援事業所

2 相談支援事業所と契約

3 アセスメント

4 サービス等利用計画案作成

市役所 福祉課 ⑥窓口

5 書類を提出

サービスを提供する事業所

6 契約

アセスメント

7 サービス利用開始

継続的なサービス利用

1 サービス利用の申請をします。

〔持参するもの ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの  
・障害者手帳など（詳しくはp.42をご覧ください）〕  
希望する相談支援事業所でサービス等利用計画案を立ててもらうための書類をお渡しします。

2 1で受け取った書類を持参し、相談支援事業所と契約をします。

3 ご本人の日常生活の様子を聞きながら、どのようなサービスが必要なのかを一緒に考えます。

4 サービス等利用計画案を作成します。

・障害支援区分認定調査（18歳以上の場合）

本市が委託した調査員が訪問し、ご本人に日常生活の様子をお聞きし、どの程度支援が必要か調査します。

・障害支援区分認定審査会

（18歳以上かつ介護給付を利用する場合）

上記調査・主治医意見書の情報を元に、障害支援区分（区分1～6）の審査を行います。

5 申請者が次の書類を福祉課に提出します。

・相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案

・計画相談支援給付費・相談支援給付費支給申請書

福祉課が福祉サービスの支給量やモニタリングの期間を決定します。

ご本人に決定通知、障害福祉サービス受給者証を交付します。本市から相談支援事業所に決定内容を報告します。

相談支援事業所がサービス等利用計画をご本人に交付します。

6 サービスを受けようとする事業所とサービス利用の契約をします。

〔持参するもの ・決定通知書  
・障害福祉サービス受給者証〕

7 サービス等利用計画をもとに、ご本人と面談し、サービス利用を開始します。

相談支援事業所がモニタリングを実施

サービス開始後おおむね6か月（決定により異なる）ごとに、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。

6 障害者総合支援法  
に基づくサービス

#### 【4】 サービス利用に係る利用者負担

利用者負担については、原則1割の定率負担となっていますが、世帯の所得に応じた月額の上限額が設定されます。よって、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担はありません。なお、食費や光熱水費は、原則として実費負担となります。

所得を判断する世帯の範囲、月額負担上限負担額は次のとおりです。

##### 【世帯の範囲】

種 別	世帯の範囲
障がい者（18歳以上） （施設入所する18歳，19歳を除く）	障がい者とその配偶者
障がい児（18歳未満） （施設入所する18歳，19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯

##### 【利用者負担額】（療養介護医療，障害児施設医療は除く。）

所得区分		負担上限月額
生活保護受給世帯		0円
低所得（市町村民税非課税世帯）		
一般1	居宅で生活する障がい児（加齢児を除く。）で市町村民税所得割額28万円未満の世帯	4,600円
	・居宅で生活する障がい者（加齢児を含む。）で市町村民税所得割額16万円未満の世帯 ・20歳未満の施設入所者で市町村民税所得割額28万円未満の世帯 ※入所施設利用者（20歳以上），グループホーム利用者を除きます。	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯で「一般1」以外の世帯	37,200円

※入所施設利用者（20歳以上）グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。

●療養介護医療，障害児施設医療に係る市町村民税非課税世帯の利用者負担は、次のとおりです。

低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用する障がい者または障がい児の保護者の収入が80万円以下の方	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で、低所得1に該当しない方	24,600円

なお、定率負担，実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮したいくつかの軽減措置があります。（経過的な措置がありますので、くわしくはお尋ねください。）

●主な軽減措置の一覧

入所施設利用者 (20歳以上)	通所施設利用者 (就労継続支援など)	ホームヘルプ利用者 (居宅介護)
月 額 の 負 担 上 限 額 設 定		
食費負担の軽減 (食費のうち人件費相当分を支給)	食費負担の軽減 (食費のうち人件費相当分を支給)	/
高 額 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 費 (世帯全体の負担が重くならないよう配慮)		

【5】 総社市内の指定サービス事業所一覧 (令和7年8月現在, 順不同)

事業所名称	住所	電話番号 (0866)	サービス種類
総社市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	中央二丁目 5-115	92-8560	居宅介護, 重度訪問介護 同行援護, 相談支援
サンキ・ウエルビー介護センター総社	駅前二丁目 7-108 幸運ビル 1 F	90-2501	居宅介護, 重度訪問介護 同行援護
総社市山手福祉センター 障害福祉サービス事業所	地頭片山 150	90-0200	居宅介護, 重度訪問介護
ヘルパーステーション いずみ	中央二丁目 2-17	95-2121	居宅介護, 重度訪問介護
ヘルパーステーション『ビタミンII』	下林 1287-1	90-0907	居宅介護, 重度訪問介護 行動援護, 同行援護
ニチイケアセンター総社	駅前二丁目 10-16 ベルメゾン 101 号室	90-3401	居宅介護, 重度訪問介護 同行援護
キープきずなヘルパーステーション	中央二丁目 5-115	080-1908- 2600	居宅介護
陽よりヘルパーステーション	美袋 1340-1	99-1641	居宅介護, 重度訪問介護 行動援護
ショートステイ セレーノ総社	久代 5127	96-0700	短期入所
のぞみ	井手 1004-2	31-7158	就労継続支援 (A型) 就労定着支援
グリーンファーム	井尻野 900-2	92-4600	就労継続支援 (A型)
アグリ.エカロー・星	総社二丁目 17-22	95-2170	就労継続支援 (A型・B型)
UMEC ドリーム	中央六丁目 3-105	31-7246	就労継続支援 (A型) 就労定着支援

事業所名称	住所	電話番号 (0866)	サービス種類
ジョブサポートクローバー	総社二丁目 22-3	31-7860	就労継続支援 (A型)
ワークセンターそうじゃ	門田 713-1	92-3493	就労継続支援 (B型)
わくわくハンド・ベル	真壁 399	94-9091	就労継続支援 (B型)
サポートセンター はるかぜ	久代 4598-1	96-2992	就労継続支援 (B型)
住倉総社作業所	三須 1127-1	94-4700/ 086-698-7332	就労継続支援 (B型) 生活介護
ファインピープル あゆみ	中央四丁目 16-102	94-0212/ 31-7660	就労継続支援 (B型)
がじゅまる	中央二丁目 9-33	94-3507	就労継続支援 (B型)
まーる	門田 294-4	95-2285	就労継続支援 (B型)
多機能型事業所 みぞくち	溝口 119	94-3131	就労継続支援 (B型) 生活介護
やさい畑 クムレ	岡谷 175	95-2266	就労継続支援 (B型)
かけはし	真壁 181-2 コーポ吉本 E 棟 東・西号室	95-2038	就労継続支援 (B型)
総社中央作業所 あっぷ	中央六丁目 3-104	31-6562	就労継続支援 (B型)
こもれびの里	井手 974-5	050-8884-6822	就労継続支援 (B型)
サポートセンター ミライエ	総社二丁目 13-25	31-6755	就労継続支援 (B型)
のあ総社	総社中央 6 丁目 12-108	070-5079-2622	自立訓練 (生活訓練) 就労継続支援 (B型)
吉備路学園	小寺 1553-1	92-6580	施設入所支援, 短期入所 生活介護
インフィニティ	中央五丁目 9-102	31-5701	生活介護
グループホーム今日も元気 1号棟	中央三丁目 11-106	31-7232	共同生活援助
グループホーム今日も元気 2号棟	中央三丁目 11-106	31-7232	共同生活援助
グループホーム井手 I	井手 1044-7	92-5300	共同生活援助

事業所名称	住所	電話番号 (0866)	サービス種類
グループホーム井手Ⅱ	井手 895-5	92-6900	共同生活援助
グループホーム井手Ⅲ	井手 1014-1 103 号室	92-6580	共同生活援助
グループホーム井手Ⅳ	井手 1014-1 105 号室	95-2081	共同生活援助
グループホーム中央Ⅰ	中央三丁目 5-108	92-6580	共同生活援助
グループホーム中央Ⅱ	中央三丁目 5-107	92-6580	共同生活援助
グループホーム真壁Ⅰ	真壁 1104-1	92-6580	共同生活援助
そうじゃ晴々	南溝手 421-1	94-4333	共同生活援助 就労継続支援（B型） 生活介護，相談支援
グループホーム事業所『ももどの』	岡山市北区足守 1685-1 ヴァイ山本 101 号室	086-295-0632	共同生活援助
仮谷ホームⅠ	井手 574-1	086-295-0632	共同生活援助
仮谷ホームⅡ	井手 574-1	086-295-0632	共同生活援助
ブリっといこう家	中央四丁目 18-112	086-295-0632	共同生活援助
モンディ 2018	門田 342-20	086-295-0632	共同生活援助
日中サービス支援型共同生活援助 吉備路	三須 1225-1	95-2345	共同生活援助、短期入所
共同生活支援事業 小牧の里 ケアホーム今日も元気	中央三丁目 11-106	31-7232	共同生活援助
フォーエヴァー総社	中央三丁目 4-104- 101	31-8650	共同生活援助
総社市社会福祉協議会 相談支援センター	中央二丁目 5-115	92-8559	相談支援
相談支援事業所『あみーたⅡ』	下林 1287-1	90-0907	相談支援，地域移行支援 地域定着支援
愛の実相談支援センター	黒尾 632	37-5579	相談支援
相談支援事業所 サポート吉備路	井手 1044-7	31-5033	相談支援

事業所名称	住所	電話番号 (0866)	サービス種類
相談支援事業 M.p	井手 366-4 エトアル	92-0086	相談支援
特定・障害児相談支援事業所らぼーる	小寺 365	92-2384	相談支援 (児)

- 市外の事業所を利用することもできます。くわしくは、独立行政法人福祉医療機構が運営するワムネットの障害福祉サービス等情報検索をご覧ください。

アドレス	<a href="http://www.wam.go.jp/">http://www.wam.go.jp/</a>
------	---

## ②地域生活支援事業

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ Tel (0866) 92-8269

地域生活支援事業は、障がいのある方が、身近な地域で自立した生活を送ることができるように、地域の実情、利用者の状況に応じた柔軟な事業を行います。

### 【1】地域活動支援センター

通所して、日中活動（創作的活動や生産活動）を行う施設で、Ⅰ型とⅢ型の2つの類型があります。センターは、市からの委託により実施しています。

（詳細につきましては、各センターにお問い合わせください。）

- 対象者 市内に住所を有する障がい者（児）

#### 地域活動支援センターⅠ型

専門職員を配置し、日中活動の場の提供や相談支援事業を行っています。また医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業をしています。

- 利用者負担額 原則無料（食費等の実費負担があります。）

社会福祉法人 総社市社会福祉協議会  
地域活動支援センター ゆうゆう  
〒719-1172 総社市清音軽部1135 (Tel (0866) 92-2566)

- 受付（活動）時間 9時～17時  
(祝日、年末年始、土曜日、第1・3・5日曜日を除く)
- 行っている主な内容
  - ① 18歳以上の身体、知的、精神障がいのある方を対象に日中活動の場の提供（無料。ただし昼食代、活動費などは実費）
  - ② 地域交流、地域づくり活動の推進
  - ③ 広報活動やボランティアなどの人材養成
  - ④ 障がいに対する理解促進を図るための普及啓発活動

#### 地域活動支援センターⅢ型

地域の障がい者（児）のために地域の障がい者団体等が通所により援護事業をしています。

- 利用者負担額 原則無料（食費等の実費負担があります。）

NPO法人あゆみの会  
〒719-1131 総社市中央六丁目6-102 (Tel (0866) 31-7660)

## 【2】日中一時支援事業

在宅の障がい者(児)に対し、日中における活動の場を確保し、障がい者(児)の家族の就労支援及び障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのものです。

具体的な内容は、施設等において日中、障がい者(児)に活動の場を提供し、手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、社会生活への適応のために必要な訓練及び見守り等を行うものです。

●対象者 市内に住所を有する障がい者(児)

●利用者負担額 費用の1割相当額(原則)

\* ただし、申請により生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は利用料が免除になります。

\* ただし、申請により区分Aの利用者については利用料が免除になります。

\* 市外からの転入の場合、転入前市町村にて所得・課税証明書を取得するよう依頼する場合がございます。

### 利用料

区分	A	B	C
サービスを受けた時間			
2時間までのとき	360円	245円	140円
2時間を超え4時間までのとき	720円	287円	200円
4時間を超え6時間までのとき	1,080円	479円	300円
6時間を超え8時間までのとき	1,440円	623円	400円
8時間を超えるとき	1,620円	700円	500円
入浴の提供を受けたとき	40円加算		
送迎の提供を受けたとき(片道につき)	54円加算		

(区分について)

A:人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくだん)吸引その他医療行為を受けることが必要不可欠である障がい者(児)

B:身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者(児)又は厚生労働省告示に基づく児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに規定する個別サポート加算(I)に該当する障がい児であって、Aに該当しないもの

C:A及びBに該当しない障がい者(児)

●申請に必要なもの

<窓口にあるもの>

障がい者(児)日中一時支援事業利用申請書

<持参していただくもの>

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳または診断書等、就労証明書(同居の支援者が就労しており、10日/月を超える支給を希望する場合)

## 日中一時支援事業所一覧

(令和8年1月現在)

事業所の名称	住所	電話番号 (0866)
社会福祉法人超寿会 デイサービスほほえみ	総社市小寺 986-1	90-2100
社会福祉法人吉備路の会 吉備路学園	総社市小寺 1553-1	92-6580
社会福祉法人雪舟福祉会 デイサービスセンター セレーノ総社	総社市久代 5127	96-0722
社会福祉法人金曜会 わくわくハンド・ベル	総社市真壁 399	94-9091
社会福祉法人超寿会 サポートセンター かがやき	総社市小寺 958	94-3500
株式会社ふれあい にこにこハウスであい	総社市上林 107	93-2288
一般社団法人あゆみ会 さかそうつぼみ	総社市久代 4433-2	090-1338-1837
NPO法人 心ひとつに ここmama	総社市総社二丁目 24-27	080-9064-5954
社会福祉法人 鶯園 そうじゃ晴々	総社市南溝手 421-1	94-4333
NPO法人ほっとスペースひだまり キッズくらぶ	総社市中央四丁目 22-106 メゾン石田 205 号室	070-1250-1070
NPO法人のぞみ キッズステーション のぞみ	倉敷市真備町有井 94 A棟 205	086-454-6259
社会福祉法人めやす箱 めやすばこ・ぶるーむ	倉敷市青江 850-1	086-441-4765
社会福祉法人リンク 生活介護事業所えん	倉敷市真備町辻田 594-1	086-697-5351
社会福祉法人三穂の園 住倉すくすくランド真備	倉敷市真備町箭田 2439	086-698-7332
一般社団法人Homie chill	倉敷市福島 316-6	086-454-9939
社会福祉法人クムレ 児童発達支援センター 倉敷学園	倉敷市栗坂 8	086-464-0012
株式会社エミープロジェクト ひかりの精	倉敷市中島 1123-1	086-454-9291
k's company 合同会社 にこにこぴーす	倉敷市酒津 2689-2	080-6307-5381
社会福祉法人岡山市手をつなぐ育成会 地域サポートセンター仲よし	岡山市北区広瀬町 10-9	086-223-1181
NPO法人ハッピークラブ デイサービスセンターハッピークラブ	岡山市北区撫川 440-1	086-903-3001
NPO法人子育てサポートもみの木 デイサービスもみの木	岡山市北区足守 2389	086-230-7120
社会福祉法人ももぞの学園 障害児入所施設 ももぞの学園	岡山市北区栗井 2789	086-299-0622

事業所の名称	住所	電話番号 (0866)
社会福祉法人旭川荘 旭川学園	岡山市北区祇園 866	086-275-4647
医療法人 さくら会 KIDS*FIRST	岡山市北区弓之町 15-32	086-232-8700
社会福祉法人 同仁会 エスポアール・スター	岡山市北区福谷 53	086-284-8090
合同会社BOKKA うえまつ	岡山市南区植松 312-6	090-4146-3042
社会福祉法人旭川荘 たかはし松風寮	高梁市落合町阿部 2528-1	0866-22-7102
NPO法人 color そらのいろ	高梁市伊賀町 8	0866-22-3611
NPO法人 color そらのいろくるーる	高梁市高倉町 大瀬八長 1656-1	0866-56-3946
NPO法人発達支援ネットワークつむぎ つむぎ高梁	高梁市横町 1072-1	0866-55-5600
社会福祉法人同仁会 地域活動支援センターこだま	玉野市木目 1280-1	0863-73-5018
NPO法人発達支援ネットワークつむぎ つむぎ大和	加賀郡吉備中央町西 362-1	0866-55-5700

### 【3】移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がい者(児)について、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ホームヘルパー等の派遣により移動支援を行うことによって、地域での自立生活及び社会参加を促進します。交通手段は徒歩または公共交通機関（バス・電車・タクシー）等を利用します。

児童については、利用に制限がありますので、事前に福祉課までお問合せください。

●対象者 市内に住所を有する全身性障がい者(児)、知的障がい者(児)及び精神障がい者(児)

●利用者負担額 費用の1割相当額(原則)

\*ただし、申請により生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は利用料が免除になります。

サービスを受けた時間	利用者負担額 (身体介護を伴う場合)	利用者負担額 (身体介護を伴わない場合)
30分までのとき	230円	80円
30分を超え1時間までのとき	400円	150円
1時間を超え1時間30分までのとき	580円	225円
以後30分ごと	82円加算	75円加算

●申請に必要なもの

<窓口にあるもの> 障がい者(児) 移動支援事業利用申請書

<持参していただくもの> 印鑑、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

## 移動支援事業所一覧

(令和8年1月現在)

事業所の名称	住所	電話番号 (0866)
社会福祉法人総社市社会福祉協議会 指定居宅介護事業所	総社市清音軽部 1135	92-8560
社会福祉法人超寿会 ヘルパーステーションいずみ	総社市中央二丁目 2-17	90-2121
社会福祉法人ももどの学園 ヘルパーステーション「ビタミンⅡ」	総社市下林 1287-1	90-0907
サンキ・ウエルビー株式会社 サンキ・ウエルビー介護センター総社	総社市駅前二丁目 7-108 号 幸運ビル 1 階	90-2501
株式会社シフト 和・介護ステーション	倉敷市宮前 380-28	086-441-1196
社会福祉法人クムレ なないろ	倉敷市栗坂 12-2	086-486-1705
社会福祉法人 P. P. P P. P. P. エスコート！	倉敷市水島相生町 16-6	086-441-0034
社会福祉法人 リンク ヒトノワ	都窪郡早島町早島 3365-2	086-441-7804
有限会社きずな ヘルパーステーションきずな	倉敷市浜ノ茶屋二丁目 4-3	086-430-3001
社会福祉法人金曜会 わくわくサポートセンター	岡山市北区花尻ききょう町 14-108	086-255-8483
特定非営利活動法人 共助グループ喫茶去 共助グループ喫茶去居宅介護事業所	岡山市北区岩田町 5-8	086-201-1019
社会福祉法人 岡山市手をつなぐ育成会 地域サポートセンター仲よし	岡山市北区広瀬町 10-9	086-223-1181
株式会社エクティエ うさぎ介護サービス	岡山市北区中仙道 60-117	086-245-5254
合同会社コパン ケアステーションコパン	岡山市北区檜津 675-3	086-728-5802
N 企画合同会社 陽よりヘルパーステーション	総社市美袋 1340-1	99-1641
合同会社エムリンクス ヘルパーステーション SIN	岡山市北区今保 572-1 A 号室	086-259-4288
株式会社モアスマ ヘルパーステーションモアスマ	倉敷市西阿知町 387-5 (2 階)	086-441-3097
富田ケアセンター 有限会社 富田ヘルパーステーション	倉敷市玉島道口 78-1	086-522-8770
一般社団法人 あむれっと 移送サービスのつてけ	倉敷市玉島道口 97-1	086-522-7764
合同会社ナーシングケア小山 ヘルパーステーションこやま	総社市清音上中島 239-4 コーポ清音 202 号	0866-37-5710

## 【4】訪問入浴サービス事業

在宅で身体の障がいの理由により臥床している重度身体障がいの方に、入浴の機会を提供することにより、当該利用者の身体の清潔と健康の維持を図るためのものです。

具体的な内容は、移動入浴車で利用者の居宅を訪問し、居室内に浴槽等を搬入して、入浴を実施するものです。

(健康チェックや洗体、洗髪及び洗顔、その他入浴及び清拭に関する助言、指導等)

### ●対象者

身体障害者手帳1級または2級の重度身体障がい者(児)で、(1)から(4)に該当する方

- (1) 臥床又はこれに準ずる状態にあって、居宅の入浴設備での入浴が困難な方
- (2) 医師が入浴可能と認めた方
- (3) 家族等の立会いが可能な方
- (4) 介護保険制度が利用できない方

### ●利用者負担額 1回につき 1,266円(費用の原則1割相当額)

\*ただし、申請により生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯は利用料が免除になります。

### ●申請に必要なもの

- |              |  |
|--------------|--|
| <窓口にあるもの>    | 訪問入浴サービス事業利用申請書<br>訪問入浴サービスに関する医師の意見書<br>誓約書 |
| <持参していただくもの> | 身体障害者手帳                                      |

## 訪問入浴サービス契約事業所

(令和7年8月現在)

事業所の名称	住所	電話番号
有限会社医療福祉研究所へいせい	倉敷市老松町四丁目4-7	086-427-8451
アースサポート倉敷	倉敷市青江855-3	086-427-8411
アサヒサンクリーン在宅介護センター倉敷	倉敷市中島467 ランドII西側	086-466-7667

## 【5】その他

以上のほか、地域生活支援事業には次のようなものがあります。

- ① 相談支援事業
  - ② 日常生活用具の給付(貸与)事業 (57ページをご覧ください。)
  - ③ 意思疎通支援事業 (68ページをご覧ください。)
- など

## 7 日常生活上の支援

### 補装具費の支給

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

身体上の障がいを補って日常生活や職業生活をしやすくするために必要な用具の購入や修理または、借受けにかかる費用を支給します。

●対象者 市内に住所を有する(※1)身体障害者手帳をお持ちの方(※2)

(補装具に対応する障がい名が手帳に記載されていること)

※1 総社市外から総社市内のグループホームや施設等に入所された方は、居住地特例により、入所前に居住していた市町村から支給を受けることになります。まずはご相談ください。

※2 難病患者で手帳を持っていない場合でも、診断書または特定医療費(指定難病)受給者証があれば、障がいの程度により補装具の支給を受けられる場合があります(疾患名は87, 88ページ参照)。

●費用負担 原則1割負担(上限額あり)

◇ 市町村民税非課税世帯(生活保護世帯を含む)は利用者負担額 0円

◇ 対象者が18歳以上で、世帯員のうち市町村民税所得割が4.6万円以上の方がいる場合は、補装具費支給の対象外となります。

◇ 対象者が18歳未満の場合、所得割額による支給制限はありません。

【世帯の範囲】

18歳以上	障がい者とその配偶者
18歳未満	保護者の属する住民基本台帳での世帯

●補装具の種類

補装具の種類	義手, 義足, 下肢装具, 体幹装具, 上肢装具, 姿勢保持装置, 車載用姿勢保持装置, 車椅子, 電動車椅子, 歩行器, 歩行補助つえ(T字状, 棒状のものを除く), 視覚障害者安全つえ, 義眼, 眼鏡, 補聴器, 人工内耳(音声信号処理装置の修理のみ), 重度障害者用意思伝達装置
障がい児のみ対象になる補装具	起立保持具, 排便補助具

※1 車椅子, 電動車椅子, 歩行器, 歩行補助つえは, 介護保険制度が優先します。

※2 ※1のほか, 他制度が利用できる場合は他制度優先となります。

●申請に必要なもの

- 1 補装具費(購入・修理・借受け)申請書
- 2 補装具費の購入及び修理に係る見積書
- 3 身体障害者手帳 または 診断書 若しくは 特定医療費(指定難病)受給者証
- 4 マイナンバーのわかるもの
- 5 【購入の場合】

〈18歳以上〉岡山県身体障害者更生相談所の判定 または 指定医療機関の医師の意見書  
※補装具の種類等によって異なります。詳細は御相談ください。

〈18歳未満〉指定医療機関の医師の意見書

※申請・決定前に購入, 修理, 借受けしたものは, 支給対象になりません。

※補装具の種類等により必要な書類も異なりますので, まずはご相談ください。

## 難聴児補聴器購入費等助成制度

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴のある子どもを対象に、補聴器購入費の3分の2の額を助成します。

- 対象児 市内在住の両耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴のある子ども。(ただし、補聴援助システムについては、就学以降又は6か月以内に就学予定の対象児で、教育・生活上等の諸条件に基づき必要と認められる場合に限る。)

\*両耳の聴力レベルが30デシベル未満であっても、医師が装用について必要と認めた場合は対象となります。

- 助成内容 新規及び更新の補聴器等購入費の3分の2  
(但し、下記の表の基準価格を限度額とします。

更新の場合は、原則として前回購入日から5年経過後とします。)

補聴器の種類		1台あたりの基準価格(円)	更新期間
補聴器	軽度・中等度難聴用ポケット型	53,500	原則5年
	軽度・中等度難聴用耳かけ型	55,900	
	高度難聴用ポケット型	53,500	
	高度難聴用耳かけ型	55,900	
	重度難聴用ポケット型	68,500	
	重度難聴用耳かけ型	80,700	
	耳あな型(レディメイド)	92,000	
	耳あな型(オーダーメイド)	144,900	
	骨導式ポケット型	74,100	
	骨導式眼鏡型	134,500	
	骨伝導式カチューシャ型	220,000	
	軟骨伝導補聴器	185,000	
補聴援助システム	送信機	135,400	原則5年
	受信機	97,300	
	オーディオシュー	5,250	

- 申請に必要な書類(購入前に申請の手続きが必要です。)

- 1 難聴児補聴器購入費等助成金交付申請書
- 2 難聴児補聴器購入費等助成金交付意見書
- 3 身体障害者手帳交付にかかる却下決定通知書(写)…身体障害者手帳の交付の対象となる可能性のある場合
- 4 意見書の処方に基づき、公益財団法人テクノエイド協会認定補聴器専門店が作成した見積書

※ 身体障害者手帳の対象となる場合は、補聴器は補装具費で支給されます。

(55ページを御覧ください)

1 在宅の障がい者（児）の日常生活をより円滑に行えるよう必要に応じて日常生活用具を給付または貸与（市民税所得割非課税世帯の方）しています。

●利用者負担 原則1割負担

\*市町村民税非課税世帯に属する方は、1割負担部分については免除されます。

\*基準額を超過した部分は、課税状況にかかわらず本人の負担となります。

●対象者 市内に住所を有する在宅の障がい者（児）

（難病患者等を含む。疾患名はP87～88参照。（※）で表示したもののみ対象。）

※ただし、頭部保護帽、人工喉頭及び排泄管理支援用具は、総社市が援護を実施している施設入所者であっても対象者とします。

●申請に必要なもの

- 1 日常生活用具給付・貸与申請書
- 2 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳または受給者証
- 3 給付・貸与を希望する品目の見積書
- 4 マイナンバーのわかるもの
- 5 診断書（必要な場合）

●給付・貸与までの流れ

- 1 総社市役所 福祉課で日常生活用具の申請をします。
- 2 総社市から、申請者が希望する販売業者へ、見積書を依頼します。  
※事前に取扱業者と申請をされる用具について相談をしてください。
- 3 見積書と対象者の障がい状態を基に支給決定（却下）を行い、通知書を対象者の方へ送付します。（決定の際には、取扱業者あてに日常生活用具給付券を送付します。）
- 4 申請者と業者で連絡を取っていただき、業者から申請者に納品していただきます。  
納品時、給付券に申請者氏名を記入してください。  
※方法や順序などの詳細は、業者によって異なります。

☆購入業者については、申請者が希望する業者で、公費分を納品後に支払うことを了承してくださる業者であれば問題ありません。

☆ストマ装具・紙おむつの継続申請について

総社市では、4～9月分／10～3月分の半年ごとに給付決定をしています。

申請も半年ごとに必要ですが、継続して使われている方にはその都度申請手続きのご案内をお送りしています。

●対象品目

品 目	条 件	基 準 額
特 殊 寝 台 (※)	下肢または体幹機能障害2級以上(学齢児以上)	154,000円
特 殊 マ ッ ト (※)	・下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。ただし、児童の場合は下肢または体幹機能障害2級以上で原則3歳以上) ・重度または最重度と判定された知的障がい者(児)(原則3歳以上)	19,600円
特 殊 尿 器 (※)	下肢または体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る。)(原則学齢児以上)	67,000円
入 浴 担 架	下肢または体幹機能障害2級以上(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)(原則3歳以上)	82,400円
体 位 変 換 器 (※)	下肢または体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。)(原則学齢児以上)	15,000円
移 動 用 リ フ ト (※)	下肢または体幹機能障害2級以上(原則3歳以上)	159,000円
訓練いす(障がい児のみ)	下肢または体幹機能障害2級以上(原則3歳以上)	33,100円
訓 練 用 ベ ッ ド (※)	下肢または体幹機能障害2級以上(原則学齢児以上)	159,200円
入 浴 補 助 用 具 (※)	下肢または体幹機能障がい者(児)であって、入浴に介助を必要とする者(児童の場合は、原則3歳以上)	90,000円
便 器 (※)	下肢または体幹機能障害2級以上(原則学齢児以上)	18,500円
T 字 状 ・ 棒 状 の つ え	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障がいを有する者	木材 2,200円 金属 3,000円
移動・移乗支援用具(※)	平衡機能または下肢若しくは体幹機能に障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者(原則3歳以上)	60,000円
頭 部 保 護 帽	・重度または最重度と判定された知的障がい者(児)及び精神障がい者(児)であって、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 ・平衡機能または下肢若しくは体幹機能障がいで頻繁に転倒する3歳以上の者	36,750円
特 殊 便 器 (※)	・上肢障害2級以上(原則学齢児以上) ・重度または最重度と判定された知的障がい者(児)であって、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者(原則学齢児以上)	151,200円

7 日常生活上の支援

品 目	条 件	基 準 額
火 災 警 報 器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい（聴覚障がいを除く。）等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</li> <li>・学齢児以上の聴覚障がい者（児）（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯）</li> <li>・重度又は最重度と判定された知的障がい者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</li> <li>・精神障がい者のみの世帯</li> </ul>	15,500円
自 動 消 火 器 (※)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</li> <li>・重度又は最重度と判定された知的障がい者（児）（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</li> <li>・精神障がい者のみの世帯</li> </ul>	28,700円
電 磁 調 理 器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。）</li> <li>・重度または最重度と判定された知的障がい者</li> </ul>	41,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上（原則学齢児以上）	7,000円
聴覚障がい者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯。児童を除く。）	87,400円
聴覚障がい者用屋内信号装置 （火災警報器用）	学齢児以上の聴覚障がい者（児）であって腕時計型受信器の給付を受けていないもの（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で火災発生の感知及び避難が著しく困難な世帯）	21,600円
透 析 液 加 温 器	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析治療を行う者（原則3歳以上）	51,500円
ネブライザー（吸入器）（※）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいで、医師の意見書により必要と認められる者	36,000円
電 気 式 た ん 吸 引 器 (※)		56,400円
吸 入 器 付 吸 引 器		69,000円
酸 素 ボ ン ベ 運 搬 車	医療保険における在宅酸素療法を行う者（原則学齢児以上）	17,000円
盲 人 用 体 温 計 （音 声 式）	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。原則学齢児以上）	9,000円

品 目	条 件	基 準 額
盲人用体重計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童除く）	18,000円
動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター）※	障がいにより人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障がい者（児）または肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障がいを有する者（原則学齢児以上）	98,800円
情報・通信支援用具（パーソナルコンピューター）	上肢障害2級以上または言語、上肢複合障害2級以上（文字を書くことが困難な者に限る。原則学齢児以上）	118,500円
情報・通信支援用具（パーソナルコンピューター周辺機器及びソフトウエア）	上肢障害2級以上または視覚障がい者2級以上（原則学齢児以上）	100,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障がい者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障がい者であって、必要と認められる者（児童を除く）	300,000円 （情報通信支援用具 含め最大）
点 字 器	視覚障がい者（児）であって、本装置によりコミュニケーションの確保が可能になる者	標準型 10,400円 携帯用 7,200円
点字タイプライター	視覚障害2級以上（原則学齢児以上）	63,100円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上（原則学齢児以上）	録音再生機89,800円 再生専用機36,750円
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上（原則学齢児以上）	115,000円
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則学齢児以上）	198,000円
盲人用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。（原則学齢児以上）	触読式 10,300円 音声式 13,300円
聴覚障がい者用通信装置	聴覚障がい者または発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者（原則学齢児以上）	71,000円
聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900円
人 工 喉 頭	音声言語機能障がい者で喉頭を摘出した者に限る。（原則3歳以上）	笛式 5,000円 電動式 70,100円
福祉電話（貸与）	難聴者または外出困難な身体障がい者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。）	—

7 日常生活上の支援

品 目	条 件	基 準 額
ファックス（貸与）	聴覚または音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む）によるコミュニケーション等が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯。児童を除く。）	7,700円
点 字 図 書	主に、点字で情報を入手している視覚障がい者（児）	—
人工内耳用電池	聴覚障がい、人工内耳を装着している者	空気電池（ひと月分） 2,000円 充電電池 15,300円 充電器 25,200円
人工内耳用体外装置	聴覚障がい、人工内耳を装着して次の各項目のいずれにも該当する者 1 人工内耳体外装置を装着後5年経過していること。 2 任意保険又は動産保険に加入していること。 3 当該世帯として、市税を完納していること。 4 障がい者の場合は本人及び配偶者、障がい児の場合は住民基本台帳に基づく世帯で、その世帯員のいずれもが市民税の所得割額が46万円未満であること。	人工内耳用音声信号 処理装置関連用具 200,000円
ストマ装具	直腸・ぼうこう機能障害による人工肛門・人工ぼうこう患者	蓄便袋2か月分 17,800円 蓄尿袋2か月分 23,400円
紙おむつ等	脳原性運動機能障がい若しくは重度以上の知的障がい、意思表示困難な障がい者（児）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病若しくは先天性疾患に起因する神経障がいによる高度の排便若しくは排尿機能障がいのある者（児） ※医師の意見書が必要 ※児童の場合は原則3歳以上	紙おむつ2月分 24,000円
収 尿 器	下肢又は体幹機能障がい者（児）	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円 簡易型 5,900円
居宅生活動作補助用具（※）	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障がい2級以上の者）	200,000円（既存の住宅に限り1回のみ給付）

この色の品目は、介護保険による給付（貸与）が優先します。

2 在宅の小児慢性特定疾病児童の方の日常生活をより円滑に行えるよう、必要に応じて日常生活用具を給付しています。

- 対象者 市内に住所を有する小児慢性特定疾病児童  
※児童福祉法（小児慢性特定疾患治療研究事業を除く。）、及び障害者総合支援法の施策の対象とならない方

- 利用者負担額 費用負担基準により一部又は全部負担

●申請に必要なもの

- 1 申請書
- 2 小児慢性特定疾病医療受給者証
- 3 給付を希望する品目の見積書
- 4 印鑑

用具の種類	公費負担限度額（円）		対象者	性能
便器	便器	4,450円	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。）
	手すり	5,400円		
特殊マット	19,600円		寝たきりの状態にある者	じょくそう 褥 瘡 の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの
体位変換器	15,000円		寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの
特殊寝台	154,000円		寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの
特殊尿器	67,000円		自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
特殊便器	151,200円		上肢機能に障がいのある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
入浴補助用具	90,000円		入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
車いす	70,400円		下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの

7 日常生活上の  
支援

用具の種類	公費負担限度額 (円)	対象者	性能
歩行支援用具	60,000円	下肢が不自由な者	・小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの ・転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの
電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
頭部保護帽	12,160円	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの
クールベスト	20,000円	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節できるもの
紫外線カットクリーム	37,800円 (上記の金額は年間で補助できる上限)	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障がいを起こすことがある者	紫外線をカットできるもの
ネブライザー(吸入器)	36,000円	呼吸器機能に障がいのある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの
パルスオキシメーター	157,500円	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの
ストマ装具(蓄便袋)	106,800円 (上記の金額は年間で補助できる上限)	人工肛門を造設したもの	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
ストマ装具(蓄尿袋)	140,400円 (上記の金額は年間で補助できる上限)	人工ぼうこうを造設したもの	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの
人工鼻	117,000円 (上記の金額は年間で補助できる上限)	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの

## 車いすの貸し出し

総社市社会福祉協議会  
窓口番号⑳ TEL (0866) 92-8565

障がいなどで、車いすを必要とする方に有料で貸し出しを行っています。(原則総社市民の方が対象。)

運搬も行っています。(有料)

使用料 (月額)	運搬料 (片道)	貸与期間	更新
500円	500円	1か月	不可

### ●使用料の支払方法

使用料は返却時、運搬料はその都度お支払いください。

### ●守っていただきたい事項

- ・借用した方は、譲渡、交換、転貸及び担保に供することはできません。
- ・貸出期間中の維持管理（雨風、直射日光を避けた場所での保管）は借用した方をお願いします。  
なお、期間中に福祉器具等を損傷した場合も借用した方が修理し、それに要した費用は自己負担をお願いします。
- ・社会福祉協議会の責めに帰すべき事由によらない場合の事故については、責任を負いません。

## 緊急通報装置

福祉課障がい福祉係  
窓口番号㉑ TEL (0866) 92-8269

急病や災害等の緊急を要するときに救急車や近所の協力員に助けを求めるための装置を貸与します。緊急時以外は安否確認の手段として利用します。

貸与は無償ですが、通話料は利用者負担です。

- 対象者 身体障害者手帳1, 2級をお持ちのひとり暮らしの方  
身体に障がいのあるひとり暮らしの高齢者（65歳以上）の方

### ●申請に必要なもの

- 1 総社市緊急通報装置利用申請書
- 2 緊急通報時器物破損等承諾書
- 3 身体障害者手帳

※ 申請の際には、3人の協力員の方を見つけていただく必要があります。

※ 協力員とは、緊急時に迅速に設置者宅へ出向き、状況等の確認ができる方をいいます。

## 住宅改造費の助成

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

身体に障がいのある方で、居宅での生活に支障のある方の家庭での生活を容易にするため、住宅を改造する場合の経費の一部を助成しています。

●対象者 身体障害者手帳（肢体不自由障害が、1，2級）をお持ちの方で居宅での生活に支障のある方

●助成対象箇所 浴室、便所、洗面所、玄関、廊下、階段、台所、居室に係る工事で原則として1住居1回限り

●助成額 対象工事に要する経費の2/3以内。ただし、33万3千円を限度とします。

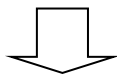
※ 日常生活用具給付等事業または介護保険制度が優先します。

※ 整備内容によっては対象工事とならない場合がありますので、必ず事前に窓口でご相談ください。

●申請に必要なもの

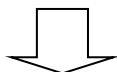
1 工事着工前（住宅改修の訪問指導・調査に必要な書類）

- ①住宅改修専門員派遣申請書
- ②工事計画書（整備前・整備予定図面）、工事見積書



2 工事着工前（住宅改造助成事業に必要な書類）

- ① 高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業申請書
- ② 工事計画書2部（整備前図面・整備予定図面）・・・ 施行事業者作成
- ③ 工事見積書2部 ・・・ 施行事業者作成
- ④ 整備前写真2部（日付が入っているもの）・・・ 施行事業者作成
- ⑤ 住宅改造助成事業対象者調査票・・・ 福祉課作成
- ⑥ 家主の承諾書（借家の場合）



3 工事完了後に必要なもの

- ① 高齢者及び重度身体障害者住宅改造助成事業助成金請求書
- ② 工事完成届
- ③ 完成写真（日付が入っているもの）
- ④ 施行事業者への支払い領収書の写し
- ⑤ 印鑑

7

支援 日常生活上の

## ヘルプカード・ヘルプマークの交付

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

ヘルプマークは、知的障がいや精神障がい、聴覚障がい、内部障がいや難病、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からでは分かりづらい方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

ヘルプカードは、いざという時に手助けしてもらいたいことや自分の情報を記載したカードです。

### ●交付対象者

市内に在住か在勤、在学の方で、知的障がいや精神障がい、聴覚障がい、内部障がい、難病の方、妊婦など

### ●交付方法

窓口で交付申請書に住所・氏名等を記入



## 高齢者等住宅

### 手すり設置・段差解消支援助成事業

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

長寿介護課地域ケア推進係  
窓口番号⑫ TEL (0866) 92-8373

高齢者等が住んでいる住宅に手すり設置や段差解消の工事をされる場合に、費用の助成を行います。

- 対象者 総社市に住所があり、市税を完納している方(\*)で、次のいずれかに該当する方。
    - ・身体障害者手帳の交付を受けている方で、総社市障がい者(児)日常生活用具給付等事業、住宅改造費助成事業の対象とならない方。→福祉課障がい福祉係窓口へ
    - ・65歳以上の方で、「要介護」又は「要支援」の認定を受けていない方。→長寿介護課地域ケア推進係窓口へ
- \*…市税の完納要件について、申請者が未成年の場合は、その保護者の納税状況で判断します。

- 助成対象工事 日常生活上の動線における工事であって、次に掲げるもの。

- ① 手すり、踏み台、階段、スロープの設置。
- ② 敷居の撤去。
- ③ ①、②の改修に附帯する工事。

※市内建築業者が助成対象工事の施工者であること。

- 助成額 助成対象工事に要する費用の2分の1以内の額で、10万円を限度とします。ただし、1人につき1回限りの助成となります。

- 提出書類 申請書に工事前・工事予定図面、工事見積書、工事前写真、工事前家主の承諾書(住宅の所有者が申請者ではない場合)の添付が必要です。工事着手前に申請してください。

## 手話通訳者の設置・派遣

福祉課障がい福祉係

窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269 FAX (0866) 92-8385

聴覚や音声・言語に障がいのある方の円滑なコミュニケーションを図るため、市役所に手話通訳者を置いています。

また、手話通訳者や手話奉仕員の派遣事業も行っています。必要な場合はお問い合わせください。

## 要約筆記者の派遣

福祉課障がい福祉係

窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269 FAX (0866) 92-8385

中途失聴・難聴などで、聴覚、音声・言語に障がいのある方の円滑なコミュニケーションを図るため、要約筆記者や要約筆記奉仕委員の派遣を行っています。

要約筆記とは、医療機関への受診、官公庁における手続き、教育などの場面において、音声情報を文字にしてお伝えする通訳です。

必要な場合はお問い合わせください。

## 7

## 広報そうじゃ（点字・声の広報）

政策調整課広報広聴係

TEL (0866) 92-8214 FAX (0866) 92-8216

支援  
日常生活上の

総社市内在住の目の不自由な方向けに、市の広報紙（毎月1日発行）を点訳した点字広報と音訳した声の広報を用意しています。郵送でお届けしますので、希望される方はご連絡ください。

なお、声の広報は総社市公式 YouTube でも配信しています。



総社市公式 YouTube

## 失語症者向け意思疎通支援

岡山県言語聴覚士会（倉敷平成病院内）

TEL (086) 427-1111 (代) FAX (086) 427-1183

脳卒中などの大脳疾患により、ことばを聞いて理解することや考えをことばにすることができない、文字が書けない、字が書けないなどといった言語に関するやりとりが困難な失語症者向けに、岡山県が意思疎通支援事業を行っています。

日常生活に必要な買い物・書字記入など、言語でのやりとりを必要とする場でコミュニケーションの援助を受けることができます。

詳しくは岡山県ホームページをご覧ください。



岡山県ホームページ

**FAX 119番**

問合せ先

**総社市消防本部警防課通信指令係**  
TEL (0866) 92-8344 FAX (0866) 92-9019

**福祉課障がい福祉係**  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269 FAX (0866) 92-8385

聴覚や音声・言語に障がいのある方が救急車や消防車を呼ぶことができるよう、ファックスで119番通報を受け付けています。使用方法はFAXで119をダイヤルします。

FAXの様式は問いませんが、見本を総社市役所福祉課で配布していますのでご利用ください。

## NET 119 緊急通報システム

聴覚や音声・言語に障がいのある方がスマートフォン等の携帯端末を利用し、音声によらない通報を行えるシステムです。画面をタップしていく簡単な操作で「火事」や「救急」といった情報や通報場所を伝えることができます。使用するには登録が必要です。

### ●利用対象者

市内に在住か在勤、在学の方で、聴覚、音声・言語に障がいのある方

### ●申請方法

NET 119利用規約に同意の上、申請書兼承諾書へ記入して、消防本部警防課通信指令係、または福祉課障がい福祉係窓口に提出ください。

## 郵送等による不在者投票

**総社市選挙管理委員会事務局**  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8311 FAX (0866) 92-5393

選挙の際、次の表に該当する方は、自宅等で投票用紙に記入し、郵送等により投票することができます。ただし、あらかじめ選挙管理委員会事務局で登録手続きが必要です。

対象者	障がいの程度	障がい名
身体障害者手帳の所持者	1級もしくは2級	両下肢、体幹、移動機能の障がい
	1級もしくは3級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい
	1級から3級	免疫、肝臓の障がい
戦傷病者手帳の所持者	特別項症から第2項症	両下肢、体幹の障がい
	特別項症から第3項症	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい
介護保険被保険者証の所持者	要介護状態区分が「要介護5」と記載されている者	

※郵送等による不在者投票の該当者のうち、上肢機能の障がいか視覚障がいによって身体障害者手帳1級の方、また、上肢機能の障がいか視覚障がいによって戦傷病者手帳特別項症から第2項症の方で、自ら投票の記載ができない方は、あらかじめ届出をした者による代理投票ができます。

## 障害者手帳アプリ「ミライロID」

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

「ミライロID」は、障害者手帳を所持している方を対象としたスマートフォンアプリです。障害者手帳の情報を登録することでスマートフォン画面に手帳情報が表示できるようになり、公共交通機関や商業施設等の障害者割引や必要なサポートをスムーズに受けられます。また、電子クーポンや障害者割引で購入できるチケット、施設のバリアフリーなど自らの障がい種別にあった生活に役立つ情報が配信されます。

### ●登録・利用方法

登録・利用方法は株式会社ミライロのホームページ  
(<https://mirairo-id.jp>) をご確認ください。

※ミライロIDは無料でご利用いただけますが、アプリの

ダウンロード等にかかるパケット通信料は、利用される方のご負担となります。

障害者割引等を受ける場合、事前にそのサービスがミライロIDに対応しているかご確認ください。



(株)ミライロホームページ

## 日常生活自立支援事業

総社市社会福祉協議会  
窓口番号⑩ TEL (0866) 92-8565

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が十分でなく、日常生活での福祉サービスの利用や日常的な金銭のやりとりに不安のある方が、地域で安心した生活が送れるよう  
に手伝いをする生活支援サービスです。

### 7 日常生活上の 支援

対象者	利用できる人は次のすべてに該当する方です。 ・契約などの判断に不安がある方 ・サービスを利用する意思のある方 ・サービスの契約内容が理解できる方	
利用するまでの流れ	① 相談（利用希望者が市社会福祉協議会に相談） ② 訪問（専門員が利用希望者の自宅へ訪問） ③ 審査（利用の可否について岡山県社会福祉協議会が審査） ④ 支援計画・契約書の作成（支援計画・契約書の作成） ⑤ 契約（利用者と市社会福祉協議会と岡山県社会福祉協議会との三者契約） ⑥ 援助の開始（生活支援員による手伝いの開始）	
サービス内容	福祉サービスの利用援助	・福祉サービスについての情報提供や助言 ・福祉サービスを利用するときの手続き ・福祉サービスについての苦情を解決するための手続き
	金銭管理サービス	・福祉サービス等利用料金の支払い手続き ・年金等を受け取るための必要な手続き ・公共料金等の支払い手続き ・預金等の出し入れ等の手続き
	書類等預かりサービス	・通帳、印鑑、証書などの重要書類の預かり
利用料	・相談や支援計画の作成は無料です。 ・契約締結後、生活支援による援助にかかる費用は有料となります。 ・利用料の詳細については、社会福祉協議会等へお問い合わせください。	

成年後見制度とは、判断能力が不十分な人（認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者など）が、財産管理や介護サービスの利用契約などを、成年後見人等が代わりに行うことにより、このような方の財産や権利を保護し支援する制度です。制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

## ○法定後見制度

名称	後見制度	保佐制度	補助制度
対象者	日常生活で判断能力が欠けているのが通常の状態の人	日常生活で判断能力が著しく不十分な人	日常生活で判断能力が不十分な人
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
仕事の内容	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護	財産管理・身上監護
代理権	本人が行うすべての法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為
同意権 取消権	日常生活に関する行為以外のすべての行為（取消権のみ）	法律上定められた重要な行為	本人の同意を得たうえで、家庭裁判所が定めた法律行為
利用の仕方	①家庭裁判所へ申立て（後見等開始の審判の申立て） ※申立てのできる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、市区町村長（身寄りのない高齢者の場合など）、検察官など ②成年後見人等の選任（家庭裁判所が選任） ③支援の開始（成年後見人等が支援を開始）		
必要書類	※申立てをする家庭裁判所に確認してください。		
費用	裁判所への手数料、医師の鑑定や診断など（個々の状況により様々です。）		

## ○任意後見制度

名称	任意後見制度
対象者	判断能力がある人
支援する人	任意後見人
仕事の内容	財産管理・身上監護
代理権	本人との契約で定めた行為
同意権 取消権	なし
利用の仕方	①話し合い（本人と任意後見受任者との話し合い） ②契約（本人と任意後見受任者が公証役場で公正証書を作成し、契約） ③家庭裁判所へ申立て（任意後見監督人選任の申立て） ※申立てのできる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者 ④支援の開始（家庭裁判所で任意後見監督人を選任し、任意後見受任者は任意後見人となり、任意後見監督人の下で保護、支援を開始）
必要書類	※申立てをする家庭裁判所に確認してください。
費用	裁判所への手数料など（個々の状況により様々です。）

### 【お問い合わせ先】

権利擁護センター “しえん”	TEL 0866-92-8374
総社市 長寿介護課 地域ケア推進係	TEL 0866-92-8373
総社市 福祉課 障がい福祉係	TEL 0866-92-8269
リーガル・エイド岡山高齢者・障がい者支援センター	TEL 086-223-7899
成年後見センター・リーガルサポート岡山県支部	TEL 086-226-0470
権利擁護センターぱあとなあ岡山	TEL 086-201-5253
岡山家庭裁判所倉敷支部	TEL 086-422-1393
倉敷公証役場（任意後見）	TEL 086-422-4057

## 8 交通・移動の支援

### JR旅客運賃の割引

### JR各駅・乗車券販売窓口

身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示して，割引乗車券などを購入してください。

対象者	第1種障がい者		第2種障がい者	
	障がい者が単独で乗車	障がい者が介護者とともに乗車	障がい者が乗車	12歳未満の障がい者が介護者とともに乗車
乗車券の種類	普通乗車券	障がい者：5割引 (片道101km以上)	障がい者：5割引 介護者：5割引 (距離制限なし)	障がい者：5割引 (片道101km以上)
	定期乗車券		障がい者：5割引 ※自動車定期乗車券は3割引 ※小児定期乗車券は割引なし 介護者：5割引 ※自動車定期乗車券は3割引 (ただし，通勤定期乗車券のみ)	介護者：5割引 ※自動車定期乗車券は3割引 (ただし，通勤定期乗車券のみ)
	回数乗車券 (特別急行回数乗車券を除く)		障がい者：5割引 介護者：5割引	
	普通急行券 (特別急行券を除く)		障がい者：5割引 介護者：5割引	

○障がい者の方の第1種・第2種の区別は，おおむね次のとおりです。

8 交通・移動の 支援	身体障がい者	第1種	視覚障がい 聴覚障がい	1級～3級，及び4級の1 2級及び3級		
			肢体不自由	上肢不自由者 下肢不自由者 体幹不自由者	1級，2級の1及び2級の2 1級，2級及び3級の1 1級～3級	
				乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1級及び2級 (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
					移動機能障がい	1級～3級 (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)
			内部障がい	心臓機能障がい	1級，3級及び4級	
		じん臓機能障がい		1級，3級及び4級		
		呼吸器機能障がい		1級，3級及び4級		
		ぼうこう又は直腸の機能障がい 小腸機能障がい 免疫機能障がい 肝臓機能障がい		1級及び3級 1級，3級及び4級 1級～4級 1級～4級		
		上記左欄の障がいを2つ以上有し，その障がいの総合の程度が上記右欄に準ずるもの				
		第2種	上記以外のもの			
知的障がい者	第1種	療育手帳の総合判定A				
	第2種	療育手帳の総合判定B				
精神障がい者	第1種	精神障がい1級				
	第2種	精神障がい2級および3級				

## 航空旅客運賃の割引

航空券販売窓口

満12歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持たれている方は航空旅客運賃の割引の対象となる場合があります。詳しくは、各航空旅行会社にお問い合わせください。

## バス運賃の割引

各バス会社営業窓口

### ○路線バスの場合

料金を支払う際に、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

### ○乗車券、定期乗車券を購入する場合

発売窓口で、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

対象者	第1種障がい者		第2種障がい者
	障がい者が単独で乗車	障がい者が 介護者とともに乗車	
種類	乗車券 (運賃)	障がい者：5割引 (12歳未満は小児運賃の5割引)	障がい者：5割引 (12歳未満は小児運賃の5割引)
	定期 乗車券	障がい者：3割引 (12歳以上の障がい者)※	障がい者：3割引 (12歳以上の障がい者)※

※12歳未満の障がい児の場合、定期乗車券は小児定期乗車券となり、これに対する割引はありません。

8

交通・移動の  
支援

## タクシー料金の割引

各タクシー会社

運賃・料金を支払う際に、身体障害者手帳または療育手帳を運転手に提示してください。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方
割引率	運賃・料金の1割引
利用範囲	岡山県内及び割引を実施しているところ

## 「雪舟くん」運賃の割引

雪舟くん予約センター TEL (0866) 92-1111  
交通政策課 窓口番号㊸ TEL (0866) 92-8249

「雪舟くん」の利用登録の際に、障害者手帳等の等級等を登録用紙に記入し、手帳のコピーを提出して下さい。既に利用登録している方は、手帳のコピーを交通政策課へ提出していただくか、予約の際オペレーターに連絡のうえ、雪舟くん乗車の際に運転手に手帳を提示してください。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方及びその介助者
割引額	利用料金300円から100円を割引

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

長寿介護課地域ケア推進係  
窓口番号⑳ TEL (0866) 92-8373

## いきいきチケットの交付

在宅で、身体的条件等のために、単独で「雪舟くん」を利用できない方（他人の介助なしで移動することが困難な方。）を対象に、「いきいきチケット」を交付します。

※「雪舟くん」の利用登録をしている方については、事前に「新生活交通利用登録廃止届」を提出する必要があります。

※入院中・入所中の方はご利用いただけません。

○「いきいきチケット」とは

「介護タクシー」「福祉有償運送」「福祉タクシー」の料金支払いにのみ利用できる助成券。

※一般のタクシー、バス、「雪舟くん」には利用できません。

○「いきいきチケット」の交付対象者

対象者	市内に住所を有し、在宅（入院・入所中の方は不可）で、身体的条件等のために単独で雪舟くんが利用できない方のうち、次のいずれかに該当する方 ① 要支援または要介護の認定を受けている方→長寿介護課地域ケア推進係窓口へ ② 身体、知的、精神その他の障がいがある方→福祉課障がい福祉係窓口へ
助成額	年間10,000円分（10～3月に申請した場合は5,000円分）

## 福祉有償運送

各事業者

8  
支 交  
援 通  
・ 移  
動  
の

単独で公共交通機関の利用が困難で、移動に制約のある方に対して、通院・通学等の日常外出だけでなく、行楽・余暇活動等生活の質と範囲を広げる手助けとして、低料金で、福祉車両で送迎（乗降介助を含む）をするサービスです。利用するためには、事業者への事前の登録が必要です。

○対象者

他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難であり、次のいずれかに該当する方及びその付添人。

①身体障害者手帳の交付を受けている方

②介護保険法による要支援又は要介護認定を受けている方

③その他肢体不自由、内部障がい（人工血液透析を受けている場合を含む）、知的障がい、精神障がいその他の障がいを有する方

○事業者一覧（市内で利用可能な事業所）

（令和6年4月現在、順不同）

事業者名	所在地	連絡先
(福) 超寿会	総社市小寺 986-1	TEL 0866-90-2100 FAX 0866-90-2101
(福) ももぞの学園 吉備自立支援センター	総社市下林 1287-1	TEL 0866-90-0907 FAX 0866-90-0906
(福) 義風会	岡山市北区下足守 1898	TEL 086-295-1800 FAX 086-295-1700
(福) 雪舟福祉会	総社市久代 5127	TEL 0866-96-0700 FAX 0866-96-0753

## 有料道路通行料金の割引

福祉課障がい福祉係 窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

<ETC ご利用の場合>有料道路 ETC 割引登録係

TEL (045) 477-1233 (平日 9 時~17 時)

障がいのある方の社会参加を促進するため、有料道路の通行料金を割引する制度があります。利用するためには、事前に登録手続が必要です。※精神障がい者の方は、対象になりません。

対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障がい者本人が自動車を運転する場合</li> <li>・重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が自動車を運転する場合 [重度の範囲]…JR旅客運賃割引制度で規定する第1種と同じ</li> </ul>	
割引金額	通常料金の半額	
必要書類	E T Cを利用する場合	E T Cを利用しない場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有料道路障害者割引申請書</li> <li>○身体障害者手帳又は療育手帳</li> <li>○自動車検査証又は軽自動車届出済証</li> <li>○運転免許証 (障がい者本人が運転の場合)</li> <li>○E T Cカード (障がい者本人名義のもの)</li> <li>○E T C車載器の管理番号が確認できるもの (E T C車載器セットアップ申込書・証明書等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有料道路障害者割引申請書</li> <li>○身体障害者手帳又は療育手帳</li> <li>○自動車検査証又は軽自動車届出済証</li> <li>○運転免許証 (障がい者本人が運転の場合)</li> </ul>
	自動車に登録しない場合	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有料道路障害者割引申請書</li> <li>○身体障害者手帳又は療育手帳</li> </ul>	
	<p>※この他に要件確認のための別途書類等が必要な場合があります。                  ※E T Cカードは、未成年の重度障がい者の方が、本人以外の方の運転による割引の適用を受け、かつ本人の運転による割引の適用を受けない場合は、親権者又は後見人名義のものも対象となります。</p>	
登録手続	申請窓口において、手帳に「有料道路割引」のシールを貼付し、登録する自動車のプレートナンバー、割引有効期限等を記載します。 E T C利用の場合は、E T C利用対象者証明書の発行をします。	
有効期間	手続き終了日から、2回目の誕生日まで (更新申請の場合は、手続き終了日から3回目の誕生日まで) ※更新申請は、有効期限の2ヶ月前から可能です。(E T C利用の場合は、2週間前までに更新をしてください。)	
変更申請	割引有効期限内に、次の変更がある場合は変更申請が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳に記載された自動車登録番号等</li> <li>・手帳に記載された自動車の自動車検査証又は軽自動車届出済証上の所有者、使用者</li> <li>・自動車を事前に登録されず、本割引に登録済みで新たに自動車を登録する場合</li> <li>・E T C利用登録されたE T Cカードの名義、番号</li> <li>・E T C利用登録されたE T C車載器の管理番号</li> <li>・E T C利用登録された申請者の名前、住所</li> </ul>	
利用方法	E T Cを利用する場合	E T Cを利用しない場合
	事前に登録されたE T Cカードを、あわせて登録されたE T C車載器に挿入し、E T Cレーンを通り抜けてください。 ※E T C未整備料金所等の場合は、料金所係員にE T Cカードを渡しての支払いになります。この場合は係員への手帳の提示が必要です。	料金支払い時に、料金所係員に必要な事項が記載されたページを開いて手帳を提示するか、手帳を渡してください。

8

支援・交通・移動の

### ●オンラインによる申請

オンライン登録に必要な書類ご利用までの流れ等の詳細については、以下のURLからご確認ください。

オンライン申請受付サイト <http://www.expressway-discount.jp>



オンライン申請  
受付サイト

○対象車種

自 動 車	適用範囲		
	事前申請において 登録できる自動車	事前申請において 登録していない 自動車	
		本人運転・介護運転	本人登録
<b>乗用自動車</b> 自動車検査証等の「用途」に「乗用」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの。	○ (※)	○	○
<b>貨物自動車</b> 自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。	○ (※)	○	○
<b>特種用途自動車</b> 自動車検査証等の「用途」に「特種」と記録されているものうち、「車体の形状」に「車いす移動車（身体障害者輸送車）」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの。	○ (※)	○	○
<b>二輪自動車</b> 総排気量が125ccを超えるもの。	○ (※)	○	○
<b>レンタカー</b> 貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。	×	○	○
<b>借用自動車</b> 車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。	×	○	○
<b>介護・福祉タクシー、一般タクシー</b> 道路運送法第3条1号ハに定める一般乗車旅客自動車運送事業若しくは同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る上記記載の乗用自動車、特種用途自動車のうち、「自家用・事業用の別」に「事業用」と記録されているもの。	×	×	○
<b>福祉有償運送車両</b> 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る上記記載の乗用自動車、特種用途自動車。	×	×	○

※本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等（重度の障がいを持っている方で、前記の方が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方）が所有する自動車、登録できる自動車は障がい者の方、1人につき1台です。ただし、事業用等の自動車は対象となりません。

## 自動車操作訓練費の助成

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

身体障がい者が自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成します。

対象者	<p>市内に住所を有する重度身体障がい者で、1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受け、免許取得により就労等社会参加が見込まれる方</p> <p>※「障害者の雇用の促進等に関する法律」による運転免許取得に関しての助成を受けている方は除きます。</p> <p>※初めて免許を取得される方に限ります。</p> <p>※申請した年度内に免許が取得できない場合は、対象となりません。</p> <p>※申請及び助成決定を受ける前に、免許を取得した方は対象となりません。</p>
助成額	自動車運転免許の取得に直接かかった費用の3分の2以内の額で100,000円を限度
必要書類	<p>[申請するとき]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者自動車操作訓練助成申請書</li> <li>・印鑑</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・経費見積書（免許取得経費を明らかにしたもの）</li> </ul> <p>[請求するとき]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者自動車操作訓練助成金請求書</li> <li>・印鑑</li> <li>・自動車教習所の領収書</li> <li>・運転免許証の写し</li> <li>・口座振替依頼書</li> </ul> <p>※この他に要件確認のための別途書類等が必要な場合があります。</p>

## 自動車改造費の助成

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269

就労等のため、障がい者本人が所有し、運転する自動車の操向装置などを改造する必要がある方に、改造費の一部を助成します。

対象者	<p>市内に住所を有する重度身体障がい者で、上肢、下肢又は体幹機能の障がい者が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けた方</p> <p>※所得要件があります。</p> <p>※同一車両の改造については、原則として1回のみを対象となります。</p> <p>※助成を受けた後、5年間は再度助成を受けられません。</p> <p>※申請した年度内に自動車の改造が完了しない場合は、対象となりません。</p> <p>※申請及び助成決定を受ける前に、自動車の改造をした方は対象となりません。</p>
助成額	100,000円を限度
必要書類	<p>[申請するとき]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者用自動車改造助成申請書</li> <li>・印鑑</li> <li>・身体障害者手帳</li> <li>・経費見積書（改造の箇所および経費を明らかにしたもの）</li> <li>・運転免許証の写し</li> </ul> <p>[請求するとき]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者用自動車改造助成金請求書</li> <li>・印鑑</li> <li>・改造を行った業者の領収書</li> <li>・自動車車検証の写し</li> <li>・口座振替依頼書</li> </ul> <p>※この他に要件確認のための別途書類等が必要な場合があります。</p>

## 駐車禁止除外指定車標章の交付

総社警察署交通課

TEL (0866) 94-0110

岡山県警察本部交通規制課

TEL (086) 234-0110

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障がいのために歩行が困難と認められる方、療育手帳Aの交付を受けている方及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方等は、駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができます。交付対象となる障がいの程度は次のとおりです。

※車両を所有していない方でも、標章の交付が受けられます。

※タクシーや他の方の車両に乗車する場合でも、標章を使用できます。

### ○身体障がい者又は戦傷病者の方

障がいの区分		身体障がい者の方	戦傷病者の方
視覚障がい		1級から4級の1	特別項症から第4項症
聴覚障がい		2級及び3級	特別項症から第4項症
平衡機能障がい		3級	特別項症から第4項症
上肢不自由		1級から2級の2	特別項症から第3項症
下肢不自由		1級から4級	特別項症から第3項症
体幹不自由		1級から3級	特別項症から第4項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	
	移動機能	1級から4級	
心臓機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症
じん臓機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症
肝臓機能障がい		1級から3級	
呼吸器機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症
小腸機能障がい		1級及び3級	特別項症から第3項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級	

### ○その他の障がい者の方

障がい者の区分	障がいの程度
知的障がいのある方	重度 (A)
精神障がいのある方	1級
小児慢性特定疾患児手帳を所持している方	色素性乾皮症

## 「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証制度

車いすマーク駐車場（身体障害者等用駐車場）を、本当に必要とする方がより利用しやすくするため、利用対象者に「ほっとパーキングおかやま」駐車場利用証を交付します。

\* 「ほっとパーキングおかやま」の案内表示（図1）がある駐車場で利用できます。対象駐車場一覧は、岡山県HPに掲載されています。

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269  
岡山県庁 障害福祉課  
福祉推進班  
TEL (086) 226-7362

### ○対象者

下記のいずれかに該当する方で、歩行が困難な方。

### ●身体障がいのある人

身体障がい区分		等級
視覚障がい		1・2・3・4級
聴覚・平衡機能障がい	聴覚障がい	該当なし
	平衡機能障がい	3・5級
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障がい		該当なし
肢体不自由	上肢	1・2級
	下肢	1・2・3・4・5・6級
	体幹	1・2・3・5級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1・2級
	移動機能	1・2・3・4・5・6級
心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能障がい	心臓機能障がい	1・3・4級
	じん臓機能障がい	1・3・4級
	呼吸器機能障がい	1・3・4級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1・3・4級
	小腸機能障がい	1・3・4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1・2・3・4級
	肝臓機能障がい	1・2・3・5級



（図1）案内表示

### ●知的障がいのある方

療育手帳 A

### ●精神障がいのある方

精神障害者保健福祉手帳 1級

### ●高齢者

介護認定 要介護1～5 ※65歳未満の方も含む

### ●難病患者

特定疾患医療（又は小児慢性特定疾患医療）受給者

### ●けが人

診断書等により、車いす、杖等の使用が必要と認められる方

### ●妊産婦

妊娠7か月～産後2年の方（単胎） ※産後は乳幼児同乗の場合のみ

妊娠5か月～産後3年の方（多胎） ※産後は乳幼児同乗の場合のみ

### ●その他

診断書等により、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方

○申請に必要なもの

- ・「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証交付申請書
- ・確認書類
  - 身体障がいのある方 身体障害者手帳
  - 知的障がいのある方 療育手帳
  - 精神障がいのある方 精神障害者保健福祉手帳
  - 高齢者 介護保険被保険者証
  - 難病患者 特定疾患医療（小児慢性特定疾患医療）受給者証
  - けが人 医師の診断書等、身分証明書（本人確認書類）
  - 妊産婦 親子健康手帳（母子健康手帳）
  - その他 医師の診断書等、身分証明書（本人確認書類）
- ・（代理人による申請の場合）代理人の身分証明書

\*申請書は、市役所本庁のほか、清音出張所、山手出張所でも受付しています。

\*郵送による申請も可能です。

【必要なもの】

- ・「ほっとパーキングおかやま」 駐車場利用証交付申請書（岡山県HPに掲載）
- ・確認書類の写し
- ・180円分の切手（利用証の送付用）

【送付先】

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目 4-6  
岡山県 保健福祉部 障害福祉課 福祉推進班

## 9 税の控除・減免

所得税

倉敷税務署

TEL (086) 422-1201

住民税（市県民税）

税務課市民税係

窓口番号④ TEL (0866) 92-8234

所得税及び住民税（市県民税）の計算上、次に該当する場合は、それぞれの金額を所得から差し引くことができます。給与所得者の方は年末調整の際に、申告をされる方は確定申告等の際に、控除の手続きをしてください。なお、法律等の改正により、控除の内容、金額等は変わる場合がありますので、ご注意ください。

### ●障害者控除

納税者本人又は同一生計配偶者若しくは扶養親族※1がその年（住民税（市県民税）は前年）の12月31日時点で障がい者である場合、次の金額を控除します。

区分		控除額（②は1人あたりの額）		
		所得税	住民税（市県民税）	
①納税者本人	障害者 （身体障害者手帳3～6級 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2～3級）	27万円	26万円	
	特別障害者 （身体障害者手帳1～2級 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級）	40万円	30万円	
②扶養親族又は 同一生計配偶者	障害者（上の表に同じ）	27万円	26万円	
	特別障害者（上の表に同じ）	同居 ※2	75万円	53万円
		同居以外	40万円	30万円

※1 「同一生計配偶者若しくは扶養親族」とは、前年の合計所得金額が58万円（令和6年分までは48万円）以下で、年末調整又は確定申告等の際に、同一生計配偶者又は扶養親族として申告されたものをいいます。

なお、16歳未満で扶養控除の適用がない方や、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えているため配偶者控除の適用がない配偶者も、障害者控除の対象となります。

※2 同居とは、納税者本人又は納税者の配偶者若しくは納税者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を現況としている場合をいいます。

### ●小規模企業共済等掛金控除

心身障害者扶養共済制度の掛金を支払った場合は、年間に支払った全額が控除の対象となります。控除額は所得税も住民税（市県民税）も同じです。

### ●その他

- ・住民税（市県民税）及び森林環境税において、前年分の合計所得金額が135万円以下の障がい者は、非課税となります。
- ・マル優制度（預貯金利子の非課税）については、各金融機関にお問い合わせください。

## 相続税

倉敷税務署

TEL (086) 422-1201

障がいのある方が相続により財産を取得する場合、相続税の計算上、障害者控除があります。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

## 個人事業税

備中県民局税務部

TEL (086) 434-7071

視覚障がい者が行う、あんま、はり等の医療に類する事業の事業税が免除されます。詳しくは、備中県民局にお問い合わせください。

## 国民健康保険税

税務課市民税係

窓口番号④ TEL (0866) 92-8234

国民健康保険に加入されている方が、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A及び精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合、毎年申請することにより、その世帯にかかる国民健康保険税の一部（手帳をお持ちの方の均等割額）が減免されます。

## 住宅のバリアフリー改修による税の特例措置

所得税については

倉敷税務署

TEL (086) 422-1201

### 9 税の控除・減免

#### ① 所得税額の特別控除

令和7年12月31日までに、障がいのある方等が居住する自己の居住用家屋について、一定のバリアフリー改修工事を含む増改築等工事を行った場合、現行の住宅リフォーム・ローン減税制度と住宅のバリアフリー改修促進税制を選択することができます。詳しくは、税務署にお問い合わせください。

固定資産税については

税務課資産税係

窓口番号④ TEL (0866) 92-8236

#### ② 固定資産税の減額措置

令和8年3月31日までに、障がいのある方等が居住する家屋（賃貸住宅を除く）について、一定のバリアフリー改修工事を行った場合、当該家屋の翌年度分の固定資産税額（100㎡相当分までに限る）が3分の1減額されます。

ただし、工事完了後3か月以内に市役所税務課資産税係に必要書類を添付して申告する必要があります。対象となる家屋、居住者及び工事要件等の詳細についてはお問い合わせください。

## 自動車税・軽自動車税（種別割）

## 自動車税・軽自動車税（環境性能割）

### 自動車税（種別割）

備前県民局税務部 TEL(086)434-7071

### 自動車税（環境性能割）

備前県民局税務部分室 TEL(086)286-8770

### 軽自動車税（環境性能割）

備前県民局税務部久米分室 TEL(086)245-6200

### 軽自動車税（種別割）

税務課税政係 窓口番号④ TEL(0866)92-8238

身体、知的、精神に障がいがある人が積極的に社会活動に参加できるよう、一定の要件を満たす自動車・軽自動車については、申告によって自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）、自動車税（環境性能割）、軽自動車税（環境性能割）を減免します。

- ・減免を受けることができるのは、障がいのある方1人につき、いずれか1台のみです。
- ・障がい者等が入院中の場合や、老人福祉施設に入所している場合は認められません。
- ・この他にも、8ナンバーの特殊用途自動車種別で自動車検査証に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」の記載があるもの、又は福祉車両で一定の基準に該当するものについては、申請により減免される場合があります。

#### ●対象要件

障害種別		所有（取得）者	運転者	使用目的
○身体障害者 ・1級 ・2級～6級の一部（※1） ○戦傷病者（※1）	18歳以上	本人	本人	問わない
	18歳未満	生計を一にする者（※2）	生計を一にする者（※2）	専ら当該障がい者の通学、通院、通所又は生業（通勤）のため使用すること（※3）
○知的障がい者（A判定） ○精神障がい者（1級かつ自立支援医療費の支給認定を受けている方）		本人又は生計を一にする者（※2）	本人	問わない
			生計を一にする者（※2）	専ら当該障がい者の通学、通院、通所又は生業（通勤）のため使用すること（※3）
○上記障がい者等のうち、障がい者のみで構成される世帯		本人	障がい者等を常時介護する者	専ら当該障がい者等の通学、通院、通所又は生業（通勤）のため使用すること（※3）

※1…身体障害者・戦傷病者について、減免の対象となるかどうかは、個別の障がい等級により判定しますので、直接担当課へお問合せください。

※2…「生計を一にする者」とは、通常同居の親族をいいます。

※3…「専ら当該障がい者等の通学、通院、通所又は生業（通勤）のため使用すること」とは、定期的に週1日以上又は月4日以上当該障がい者等の送迎のために、いずれかの用途に使用することをいい、今後6か月以上の使用見込みが必要です。

●受付期間 ・自動車税（種別割）…納期限の日まで（申請期限を過ぎての申請は、翌年度の定期課税の自動車税（種別割）が減免の対象となります）

・軽自動車税（種別割）…納税通知書が届いた日（例年5月初旬～中旬頃）から納期限の日まで

#### ●申請に必要なもの

- ・納税通知書（軽自動車税（種別割）の場合）
- ・運転される方の運転免許証
- ・車検証（電子車検証の場合、車検証に加え自動車検査記録事項の写し）
- ・障害者手帳等
- ・納税義務者の方の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの（軽自動車税（種別割）の場合）
- ・生計を一にする者が所有（取得）者、運転者である場合、このほかにも書類が必要な場合があります。
- ・障がい者等を常時介護するものが運転者である場合、このほかにも書類が必要です。

## 10 公共料金の減免

### NHK受信料

福祉課障がい福祉係  
窓口番号⑥ TEL (0866) 92-8269  
NHK岡山放送局  
TEL (086) 214-4740

次のような場合は、NHKの放送受信料の減免を受けることができます。

全額免除	・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方の属する世帯が市町村民税非課税世帯の場合
半額免除	次の障害者手帳の交付を受けている方が世帯主であり、契約者である場合、受信料が半額免除されます。 ・視覚障がいまたは聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付を受けている場合 ・身体障害者手帳1級～2級、療育手帳Aまたは精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている場合
申請に必要なもの	・放送受信料免除申請書 ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・印鑑

### 携帯電話料金

各携帯電話取扱店

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている場合、各携帯電話会社に割引のサービスがあります。割引内容、割引率は、各携帯電話会社により異なります。詳細は、各携帯電話取扱店にお問い合わせください。

## 10

公共料金の減免

### 公共施設の入場料

各施設

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている場合、入場料や利用料が減免される場合があります。詳細は、各施設にお問い合わせください。

## NTT無料番号案内

NTTフリーダイヤル  
TEL 0120-104-174

障がいのため電話帳を利用することが困難な方で、次の方については、登録電話番号と暗証番号をあらかじめ登録しておけば、NTTの電話番号案内を無料で利用できます。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者手帳の視覚障がい1級～6級の交付を受けた方</li> <li>・ 身体障害者手帳の肢体不自由障がい（上肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1級～2級の交付を受けた方</li> <li>・ 聴覚障がい2～4級、6級の交付を受けた方（1級、5級はなし）</li> <li>・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3級、4級の交付を受けた方（1～2級はなし）</li> <li>・ 療育手帳の交付を受けた方</li> <li>・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方</li> </ul>
手続方法	上記のNTTフリーダイヤル（土・日・祝を除く9時～17時受付）に申込用紙を請求し、郵送された申込書に必要事項を記入して、必要書類を添付して返送してください。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込用紙</li> <li>・ 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のコピー（氏名、手帳番号、障がい名、等級、障がいの程度等の記載されている部分）</li> <li>・ 代理の方が届け出る場合は、登録申込者の印鑑が必要です。</li> </ul>

## 青い鳥郵便葉書の無償配布

日本郵便株式会社  
お客様サービス相談センター  
TEL 0120-232-886  
TEL 0570-046-666

日本郵便株式会社は、重度の身体障がい者または重度の知的障がい者で、受付期間内にご希望いただいた方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れた「青い鳥郵便葉書」を無料で配布いたします。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度の身体障がい者（1級又は2級の方）</li> <li>・ 重度の知的障がい者 （療育手帳に「A」（又は1度、2度）と表記されている方）</li> </ul>
受付期間	毎年4月～5月末まで
配布葉書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常郵便葉書（「くぼみ入り」、「無地」、「インクジェット紙」）</li> <li>・ 通常郵便はがき（胡蝶蘭）</li> </ul>
配布枚数	お一人につきいずれか1種類を20枚
申込方法	最寄りの郵便局（簡易郵便局を除く）に身体障害者手帳又は療育手帳をご提示いただき、備付の申込用紙に必要事項をご記入の上、ご提出願います。

# 11 保育・教育

## 認定こども園・保育所（園）

こども夢づくり課  
窓口番号⑦ TEL (0866) 92-8265

障がいのある児童の受け入れを行っています。定員の状況等により受け入れできない場合があります。詳しくはこども夢づくり課にお問い合わせください。

## 幼児通級指導教室（きらりキッズ）

こども夢づくり課  
窓口番号⑦ TEL (0866) 92-8265

ことばの発達に遅れのある幼児、集団生活になじみにくい幼児等を対象に発達を促したり、集団生活に適応する力を付ける指導をしたりします。

園名	現在地	連絡先
総社幼稚園 きらりキッズ	総社市総社三丁目13-1（総社小学校内）	TEL0866-94-0678

## 小・中・義務教育学校特別支援学級

学校教育課  
窓口番号⑳ TEL (0866) 92-8358

小・中・義務教育学校の特別支援学級では、知的面や情緒面、または身体に障がいを伴うことにより、通常学級での指導ではもてる力を十分に伸ばすことが困難な子どもについて、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導を行います。

### 知的障がい特別支援学級

知的発達に遅れのある子どもを対象に、将来の自立と社会参加に必要な、知識、技能、態度、習慣を身につけることができるよう、教科学習とともに生活に結びついた教育を行います。

【設置校数】 小学校・義務教育学校前期課程 14校中12校  
中学校・義務教育学校後期課程 4校中4校（令和7年4月現在）

### 自閉症・情緒障がい特別支援学級

自閉症傾向があり、集団生活に参加することが困難な子どもを対象に、教科学習とともに将来の社会参加に必要なコミュニケーション能力を育てる教育を行います。

【設置校数】 小学校・義務教育学校前期課程 14校中13校  
中学校・義務教育学校後期課程 4校中4校（令和7年4月現在）

## 聴覚障がい特別支援学級

聞くことが不自由な子どもを対象に、教科学習とともに補聴器などを活用してコミュニケーション能力を育てる教育を行います。

【設置校数】 小学校・義務教育学校前期課程 14校中1校  
中学校・義務教育学校後期課程 4校中1校 (令和7年4月現在)

## 小・中・義務教育学校通級指導教室

学校教育課  
窓口番号㉔ TEL (0866) 92-8358

小・中・義務教育学校の通級指導教室では、通常の学級に在籍し、学校生活のいろいろな場面で、適応ができていく子どもを対象に、生き生きとした学校生活を送ることができるように指導・支援を行います。

### 言語障がい通級指導教室 (小・義務教育学校前期課程)

ことばの発達に遅れのある子どもを対象に、ことばの発達を促す通級指導を行います。

### 情緒障がい通級指導教室 (小・中・義務教育学校)

学校生活のいろいろな場面で適応できていく子どもを対象に、人との関わりやコミュニケーションスキルを学ぶなど、子どもの能力や特性に応じた通級指導を行います。

## 総社市特別支援教育推進センター (きらり)

通級による指導や特別支援教育に関わる相談を行います。

住所：総社市総社三丁目13-1 (総社市立総社小学校内) TEL・FAX：0866-94-0678

## 総社市教育支援センター (総社市ふれあい教室)

不登校の子どもたちの居場所となるよう、個に応じた学習や遊び、活動内容の自己決定、子どものカウンセリングなどの指導・支援をしています。

平日は不登校についての相談を受け付けています。

住所：総社市中央三丁目1-102 (総社市総合文化センター)  
TEL：0866-92-8577

## 特別支援学校

学校教育課

窓口番号㊿ TEL (0866) 92-8358

次の特別支援学校は、総社市が通学区域に入っている学校です。

	学校名	所在地・連絡先	備考
視覚障がい教育	県立岡山盲学校	岡山市中区原尾島四丁目16-53 TEL (086) 272-3165 FAX (086) 272-1853	全県対象
聴覚障がい教育	県立岡山聾学校	岡山市中区土田51 TEL (086) 279-2127 FAX (086) 279-8960	全県対象
病弱教育	県立早島支援学校	都窪郡早島町早島4063 TEL (086) 482-2131 FAX (086) 482-2130	全県対象
肢体不自由教育	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市真備町箭田4682-1 TEL (086) 697-1233 FAX (086) 698-2511	
	県立岡山支援学校	岡山市北区祇園866 TEL (086) 275-1010 FAX (086) 275-0029	全県対象
訪問教育	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市真備町箭田4682-1 TEL (086) 697-1233 FAX (086) 698-2511	
知的障がい教育	県立倉敷まきび支援学校	倉敷市真備町箭田4682-1 TEL (086) 697-1233 FAX (086) 698-2511	
	岡山県健康の森学園支援学校	新見市哲多町大野2034-5 TEL (0867) 96-2995 FAX (0867) 96-2998	全県対象
	岡山大学教育学部附属特別支援学校	岡山市中区平井三丁目914 TEL (086) 277-7431 FAX (086) 277-7673	募集要項に基づき選考



# 令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

●新たに対象となる疾病（7疾病） △表記が変更された疾病（2疾病） ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	64	環状20番染色体症候群	127	骨髄線維症 ○
2	アイザックス症候群	65	関節リウマチ	128	ゴナドトロピン分泌亢進症
3	I g A腎症	66	完全大血管転位症	129	5p欠失症候群
4	I g G 4 関連疾患	67	眼皮膚白皮症	130	コフィン・シリズ症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	68	偽性副甲状腺機能低下症	131	コフィン・ローリー症候群
6	アジソン病	69	ギャロウエイ・モト病候群	132	混合性結合組織病
7	アッシャー症候群	70	急性壊死性脳症 ○	133	鰓耳腎症候群
8	アトピー性脊髄炎	71	急性網膜壊死 ○	134	再生不良性貧血
9	アペール症候群	72	球脊髄性筋萎縮症	135	サイトメガロウィルス角膜炎 ○
10	アミロイドーシス	73	急速進行性糸球体腎炎	136	再発性多発軟骨炎
11	アラジール症候群	74	強直性脊椎炎	137	左心低形成症候群
12	アルポート症候群	75	巨細胞性動脈炎	138	サルコイドーシス
13	アレキサンダー病	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	139	三尖弁閉鎖症
14	アンジェルマン症候群	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	140	三頭酵素欠損症
15	アントレー・ピクスラー症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	141	CFC症候群
16	イソ吉草酸血症	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	142	シェーグレン症候群
17	一次性ネフローゼ症候群	80	筋萎縮性側索硬化症	143	色素性乾皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	81	筋型糖原病	144	自己食気空胞性ミオパチー
19	1 p 36欠失症候群	82	筋ジストロフィー	145	自己免疫性肝炎
20	遺伝性自己炎症疾患	83	クッシング病	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
21	遺伝性ジストニア	84	クリオピリン関連周期熱症候群	147	自己免疫性溶血性貧血
22	遺伝性周期性四肢麻痺	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	148	四肢形成不全 ○
23	遺伝性腭炎	86	クルーゾン症候群	149	シトステロール血症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	87	グルコーストランスポーター1欠損症	150	シトリン欠損症
25	ウィーバー症候群	88	グルタル酸血症1型	151	紫斑病性腎炎
26	ウィリアムズ症候群	89	グルタル酸血症2型	152	脂肪萎縮症
27	ウィルソン病	90	クロウ・深瀬症候群	153	若年性特発性関節炎
28	ウエスト症候群	91	クローン病	154	若年性肺炎腫
29	ウェルナー症候群	92	クローンカイト・カナダ症候群	155	シャルコー・マリー・トゥース病
30	ウォルフラム症候群	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	156	重症筋無力症
31	ウルリッヒ病	94	結節性硬化症	157	修正大血管転位症
32	HTRA1関連脳小血管病	95	結節性多発動脈炎	158	出血性線溶異常症 ●
33	HTLV-1 関連脊髄症	96	血栓性血小板減少性紫斑病	159	ジュベール症候群関連疾患
34	A T R - X 症候群	97	限局性皮質異形成	160	シュワルツ・ヤンペル症候群
35	A D H 分泌異常症	98	原発性肝外門脈閉塞症 ●	161	神経細胞移動異常症
36	エーラス・ダンロス症候群	99	原発性局所多汗症 ○	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
37	エプスタイン症候群	100	原発性硬化性胆管炎	163	神経線維腫症
38	エプスタイン病	101	原発性高脂血症	164	神経有棘赤血球症
39	エマヌエル症候群	102	原発性側索硬化症	165	進行性核上性麻痺
40	MECP2重複症候群	103	原発性胆汁性胆管炎	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ●	104	原発性免疫不全症候群	167	進行性骨化性線維異形成症
42	遠位型ミオパチー	105	顕微鏡的大腸炎 ○	168	進行性多巣性白質脳症
43	円錐角膜 ○	106	顕微鏡的多発血管炎	169	進行性白質脳症
44	黄色靱帯骨化症	107	高I g D症候群	170	進行性ミオクローヌスてんかん
45	黄斑ジストロフィー	108	好酸球性消化管疾患	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
46	大田原症候群	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
47	オクシピタル・ホーン症候群	110	好酸球性副鼻腔炎	173	睡眠時呼吸低活性化を示す発達性てんかん性脳症及びびまん性脳症 △
48	オスラー病	111	抗糸球体基底膜腎炎	174	スタージ・ウェーバー症候群
49	カーニー複合	112	後縦靱帯骨化症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	113	甲状腺ホルモン不応症	176	スミス・マジニス症候群
51	潰瘍性大腸炎	114	拘束型心筋症	177	スモン ○
52	下垂体前葉機能低下症	115	高チロシン血症1型	178	脆弱X症候群
53	家族性地中海熱	116	高チロシン血症2型	179	脆弱X症候群関連疾患
54	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	117	高チロシン血症3型	180	成人発症スチル病
55	家族性良性慢性天疱瘡	118	後天性赤芽球癆	181	成長ホルモン分泌亢進症
56	カナバン病	119	広範脊柱管狭窄症	182	脊髄空洞症
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	120	膠様滴状角膜ジストロフィー	183	脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）
58	歌舞伎症候群	121	抗リン脂質抗体症候群	184	脊髄髄膜瘤
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ●	185	脊髄性筋萎縮症
60	カルニチン回路異常症	123	コケイン症候群	186	セピアプテリン還元酵素（SR）欠損症
61	加齢黄斑変性 ○	124	コステロ症候群	187	前眼部形成異常
62	肝型糖原病	125	骨形成不全症	188	全身性エリテマトーデス
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	126	骨髄異形成症候群 ○	189	全身性強皮症

# 令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

●新たに対象となる疾病（7疾病） △表記が変更された疾病（2疾病） ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
190	先天異常症候群	254	ドラベ症候群	318	ベーチェット病
191	先天性横隔膜ヘルニア	255	中條・西村症候群	319	ベスレムミオパチー
192	先天性核上性球麻痺	256	那須・ハコラ病	320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
193	先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	257	軟骨無形成症	321	ヘモクロマトーシス ○
194	先天性魚鱗癬	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	322	ペリー病
195	先天性筋無力症候群	259	22q11.2欠失症候群	323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	260	乳児発症STING 関連血管炎 ●	324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
197	先天性三尖弁狭窄症	261	乳幼児肝巨大血管腫	325	片側巨脳症
198	先天性腎性尿崩症	262	尿素サイクル異常症	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
199	先天性赤血球形成異常性貧血	263	ヌーナン症候群	327	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
200	先天性僧帽弁狭窄症	264	ネイルノペラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
201	先天性大脳白質形成不全症	265	ネフロン癆	329	ホモシスチン尿症
202	先天性肺静脈狭窄症	266	脳クリアチン欠乏症候群	330	ポルフィリン症
203	先天性風疹症候群 ○	267	脳髄黄色腫症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
204	先天性副腎低形成症	268	脳内鉄沈着神経変性症	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	269	脳表ヘモジデリン沈着症	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
206	先天性ミオパチー	270	膿疱性乾癬	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
207	先天性無痛無汗症	271	嚢胞性線維症	335	慢性再発性多発性骨髄炎
208	先天性葉酸吸収不全	272	パーキンソン病	336	慢性痔炎 ○
209	前頭側頭葉変性症	273	パージャール病	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
210	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	338	ミオクロニー欠神てんかん
211	早期ミオクロニー脳症	275	肺動脈性肺高血圧症	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
212	総動脈幹遺残症	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	340	ミトコンドリア病
213	総排泄腔遺残	277	肺胞低換気症候群	341	無虹彩症
214	総排泄腔外反症	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	342	無脾症候群
215	ソトス症候群	279	パッド・キアリ症候群	343	無βリポタンパク血症
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	280	ハンチントン病	344	メーブルシロップ尿症
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	281	汎発性特発性骨増殖症 ○	345	メチルグルタコン酸尿症
218	大脳皮質基底核変性症	282	P C D H 19関連症候群	346	メチルマルトン酸血症
219	大理石骨病	283	P U R A 関連神経発達異常症 ●	347	メビウス症候群
220	ダウン症候群 ○	284	非ケトーシス型高グリシン血症	348	免疫性血小板減少症 △
221	高安動脈炎	285	肥厚性皮膚骨膜炎	349	メンケス病
222	多系統萎縮症	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	350	網膜色素変性症
223	タナトフォリック骨異形成症	287	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	351	もやもや病
224	多発血管炎性肉芽腫症	288	肥大型心筋症	352	モワット・ウイルソン症候群
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	289	左肺動脈右肺動脈起始症	353	薬剤性過敏症候群 ○
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	354	ヤング・シンブソン症候群
227	多発性嚢胞腎	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
228	多脾症候群	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
229	タンジール病	293	非典型溶血性尿毒症症候群	357	4p欠失症候群
230	単心室症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症	358	ライソソーム病
231	弾性線維性仮性黄色腫	295	皮膚筋炎／多発性筋炎	359	ラスムッセン脳炎
232	短腸症候群 ○	296	びまん性汎細気管支炎 ○	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
233	胆道閉鎖症	297	肥満低換気症候群 ○	361	ランドウ・クレフナー症候群
234	遅発性内リンパ水腫	298	表皮水疱症	362	リジン尿性蛋白不耐症
235	チャーシ症候群	299	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	300	VATER症候群	364	両大血管右室起始症
237	中毒性表皮壊死症	301	ファイファー症候群	365	リンパ管腫症/ゴーム病
238	腸管神経節細胞減少症	302	ファロー四徴症	366	リンパ管筋腫症
239	TRPV 4 異常症	303	ファンコニ貧血	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
240	TSH分泌亢進症	304	封入体筋炎	368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
241	TNF受容体関連周期性症候群	305	フェニルケトン尿症	369	レーベル遺伝性視神経症
242	低ホスファターゼ症	306	フォンタン術後症候群 ○	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
243	天疱瘡	307	複合カルボキシラゼ欠損症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
244	特発性拡張型心筋症	308	副甲状腺機能低下症	372	レット症候群
245	特発性間質性肺炎	309	副腎白質ジストロフィー	373	レフックス・ガストー症候群
246	特発性基底核石灰化症	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	374	ロウ症候群 ●
247	特発性血栓症（遺伝性血栓症要因によるものに限る。）	311	ブラウ症候群	375	ロスモンド・トムソン症候群
248	特発性後天性全身性無汗症	312	ブラダー・ウィリ症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
249	特発性大腿骨頭壊死症	313	プリオン病		※疾患名の表記が変更になる可能性がある
250	特発性多中心性キャッスルマン病	314	プロピオン酸血症		
251	特発性門脈圧亢進症	315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）		
252	特発性両側性感音難聴	316	閉塞性細気管支炎		
253	突発性難聴 ○	317	β-ケトチオラーゼ欠損症		

身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害	肢 体	
		聴覚障害	平衡機能障害		上 肢	肢 体
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの					1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）				1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失		1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害		1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害			1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの				1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
7級						1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの
備考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級については2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。					

不 自 由				心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害							級 別
下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
		上肢機能	移動機能								
1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を用いる日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の障害により自己の日常生活活動が制限されるもの	じん臓の障害により自己の日常生活活動が制限されるもの	呼吸器の障害により自己の日常生活活動が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の障害により自己の日常生活活動が制限されるもの	小腸の障害により自己の日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの	1級
1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢の下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を用いる日常生活活動が制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が制限されるもの	2級
1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を用いる日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が制限されるもの	心臓の障害により家庭内の日常生活活動が制限されるもの	じん臓の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の障害により家庭内の日常生活活動が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の障害により家庭内の日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	3級
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の障害により社会での日常生活活動が制限されるもの	じん臓の障害により社会での日常生活活動が制限されるもの	呼吸器の障害により社会での日常生活活動が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の障害により社会での日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	4級
1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの								5級
1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの								6級
1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢の全ての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの								7級
5 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。  ※ <span style="background-color: #f4a460; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 1em; height: 1em; vertical-align: middle;"></span> が第1種、その他が第2種になります。											備考